

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和2年9月18日（金） 午後 零時59分～午後 3時 5分 午後 3時28分～午後 4時40分 午後 4時45分～午後 5時56分
場 所	第5，第6委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○矢澤 英雄 阿比留義顯 小川百合子 坂巻 重男 鈴木 清丞 武藤美津江 村越 誠 山下 洋輔
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	保健福祉部長（高橋裕之）保健福祉部理事（市原広巳） 次長兼障害福祉課長（小川正洋）障害福祉課副参事（阿知波 新） 地域医療推進課長（梅澤貴義） 高齢者支援課長（宮本さなえ）高齢者支援課副参事（正池謙一） 地域包括支援課長（吉田みどり）生活支援課長（矢部裕美子） 保健所長（山崎彰美）保健所次長兼総務企画課長（沖本由季） 生活衛生課長（飯田直樹） こども部長（高木絹代）こども部次長兼保育整備課長（鈴木 実） 子育て支援課長（恒岡真由美）こども福祉課長（込山浩良） 保育運営課長（依田森一） 教育長（河嶌 貞） 生涯学習部長（宮島浩二）中央公民館長（山岡康宏） 文化課長（吉田 敬） 学校教育部長（増子健司）学校教育部理事（後藤義明） 学校教育課長（松澤 元）学校財務室長（関根江里子） 教職員課長（杉浦 毅）学校施設課長（浅野 晃） 指導課長（逆井俊彦）指導課統括リーダー（大内俊郎） 児童生徒課長兼少年補導センター所長（須藤昌英） 営繕管理室長（染谷 均）  その他関係職員

○

午後 零時 59 分開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 委員会の傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。傍聴は、原則公開となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願い申し上げます。執行部は答弁に当たり、挙手をするとともに委員長と発言し、委員長より発言の許可を得た後、必ず所属と氏名を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意をお願いします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意をお願いします。そのほか電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力をいただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第28号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第29号、令和2年度柏市介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、議案第30号、令和2年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第31号、令和2年度柏市病院事業会計補正予算についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○小川 まず、かしわ新生児特別給付金について質問させていただきます。この新生児特別給付金、令和2年の4月28日から令和3年4月1日までということなんで

すけれども、10月から実施予定ということなんですけれども、この間に転入者などもいると思うんですけど、その転入者に対しての対策だとか、あと支給漏れ、申請漏れがないように対象者に確実に支給されるように周知されているか、どのようにされているかということについてお聞かせください。

○子育て支援課長 まず、支給対象でございますが、基本的な条件は令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれた新生児であって、柏市に出生住民登録されている現に市民の方を対象と考えております。ただ、事業を開始しますのが10月からと、補正予算を認められたときから事業を開始しますので、周知はこれから、もちろんこれからになりますし、9月までに既にもう柏で生活が転入されて始まっている方は、今後柏で子育てをされていくと考えておりますので、そこについては給付、受給できるように配慮したいと考えております。また、漏れがないようにお知らせするというところでございますが、こちらについてはコロナ禍でございますので、市役所にいらして、対象かどうかということで申請をするというところはかなり煩雑となってしまいますので、こちらから対象者の方全員に、今後生まれる方も順次通知をお送りしまして、その通知を受け取った方が申請書を郵送で返していただいて、役所に来ることなく申請手続きができるよう考えております。以上です。

○小川 ありがとうございます。毎年3,000人ぐらい出生されるというので、しっかりお取り組みいただければと思うんですけども、例えば母子手帳をもらうときに、そのときにそういうお知らせも一緒にお渡しするだとかという広報の方法もあるのかなって、あと病院にもポスターなどで掲示する方法もあるのかなということも思いますので、提案なんですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それから、次に公立保育園のICT化による感染拡大防止のところなんですけれども、このICT化になる経緯ということをお聞かせ願えますでしょうか。

○保育運営課長 ICT化につきましては、民間の保育園につきましては国からの補助とかもありまして、かなり進んでいるところはあるんですが、公立保育園少し遅れているところがございます。今現在各保育園に3台から4台ぐらいですかね、パソコンが設置されているんですが、それだけですとやはり保育士、かなりの数がいいますので、なかなかその自分が使いたいときに使えないとか、そういう状況もございます。各クラスに1台ずつこのタブレットを配布することによって、当然そのウェブ会議と研修なんかにも使う予定なんですけど、そのほかに保育士のその事務についても活用できるものと考えているところです。以上です。

○小川 ありがとうございます。この1人1台の端末はリースでよろしかったでしょうか。

○保育運営課長 こちらのほうは、買取りで考えております。

○小川 分かりました。それでは、続きまして遠隔学習、家庭学習機能の強化というところなんですけれども、ネット環境を充実させるということで、児童生徒の学習の向上はもとより、日常の利便性という観点からも、保護者へも例えば情報発信なんかもこれからできるのではないかなと思いますけれども、その辺はお考えでし

ようか。

○指導課長 ICT環境、ネット環境が整えば、当然保護者とのオンラインでのやりとり等も可能になってくると思いますので、その辺は充実するのではないかなというふうに思っています。また、情報発信につきましては、各学校もホームページを設けておりますので、既に積極的に学校の情報につきましては配信をしておるところでございます。

○小川 今まで以上にネット環境が整うことで、保護者間との情報発信なんかも今まで以上にできるのではないかなというふうにも思います。また、例えばラインで欠席の連絡だとか、そういうことも、今は電話で連絡していると思うんですけども、今後このネット環境が整えばそういったこともできるのではないかと思います、そのことによって教職員の多忙化の解消なんかにもつながるんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。もちろんされているとは思いますが、ネットセキュリティーの有害サイトなんかの保護の対策というか、そういうものも徹底されているのでしょうか。

○指導課長 モラル的なことについては、絶えず学校で情報モラルということで指導しております。また、技術的なことについてはフィルタリング等を施しておりますので、そういう形で対策を取らせていただいております。

○小川 ありがとうございます。それから、ストップイットなんですけれども、件数があまり増えていないのかなというふうにもちょっと思ったんですけど、そのストップイットなんかでもこのICT化で相談件数が増えるような、そういう周知をしていただくことも大事なかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○指導課長 今現在ストップイットにつきましては、子供たちが持っているスマホに、子供たちがそのアプリをダウンロードして行っているということになっておりますけれども、1人1台の端末が整備されるようであれば、その端末を使ってというようなことも可能性としては考えられると思いますので、あらゆる可能性を探りながらストップイットの活用が進むようにということで、もろもろ検討してまいりたいと思っております。

○小川 ありがとうございます。そうですね。気軽に相談できるという意味では、1人1台の端末ができることで、ストップイットの件数も増えてくればいいなというふうに思っていますので、今後とも取組をよろしく願いしたいと思います。私からは以上です。

○山下 補正予算の遠隔学習、家庭学習機能の強化について、このタブレット端末を配備する予定はどのようにお考えでしょうか。

○指導課長 この議会で議決をいただきましたら、準備のほうを着手してまいりたいと思っております。配備が完了するのは、2月から3月を見込んでおります。以上でございます。

○山下 これ購入でしょうか、リースでしょうか。

○指導課長 現時点では購入ということで考えております。

○山下 この購入先の選定方法などは、どのようにお考えでしょうか。

○指導課長 入札によって購入を考えております。

○山下 今タブレットが全国的に不足していて、一般だと買うのが高かったりするんですけども、この予算というのは、ここで審議したところの変更の場合とか、そういう場合というのはあり得るのでしょうか。

○指導課長 今業者等と説明を伺っている中では、この金額の中でできるんではないかなというふうに考えております。また、タブレットの購入につきましては、全国的に相当な台数が購入されるんじゃないかなというふうに予想されておりますけれども、文科のほうからも学校の必要台数等調査しておりますので、各業者のほうにもおおよその台数、どのぐらいの台数が全国的に必要なかという情報は流れておりますので、メーカーのほうでも必要台数を準備しているところだというふうに伺っております。以上でございます。

○山下 選定の際には、そういった予定が遅れることがないように、そしてまた価格についてもこの実行力があるのかどうか、その辺りもしっかり確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○指導課長 その辺は、慎重に検討を重ねて進めてまいりたいと思っております。

○山下 お願いします。G I G Aスクールサポーターというのは、どのような役割で何名ぐらい、どのような方々をお考えでしょうか。

○指導課長 G I G Aスクールサポーターにつきましては、学校に2月から3月にかけて端末が納入されますので、その納入された端末をラベリング等をしまして、各教室に配置をすること、それから初回起動であるとか初期設定等について使い始められるような状態にパソコンを設定すること、そういったところを行うこと、それから教職員への操作研修、こういったところをG I G Aスクールサポーターの役割というふうに考えております。人数的には2校に1校程度の配置を考えております。以上でございます。

○山下 2校に1名ですよね。

○指導課長 はい。

○山下 分かりました。どのような方々というのに関しては、この会社から選定された、企業から派遣される人というふうに捉えればよろしいでしょうか。

○指導課長 I C T関係に詳しい方ということで、人数を柏市独自で全てを雇い入れることは難しいかなというふうに考えておりますので、派遣等を使って人数の確保に当たっていただければなというふうに考えております。

○山下 そのG I G Aスクールサポーターの方々の派遣であったり、そういったものに関しての予算というのはこの中に含まれていると考えればよろしいでしょうか。

○指導課長 この補正予算の中に計上させていただいております。国の補助が2分の1入ることにはなりませんけれどもということになります。

○山下 それは、タブレット端末を配備する企業とG I G Aスクールサポーターを

派遣する企業というのは一緒なんですか、別々なんですか。

○指導課長 今のところそのリンクは想定していないところでございます。

○山下 分かりました。以上です。

○阿比留 2点ほど伺います。1点目は、感染症対策医療機関支援事業の補助金についてです。私は、6月の本会議で市長に、救急現場で特に発熱、呼吸苦、肺炎等を訴えた患者さんが医療機関から拒否された事例があって、この件に対して柏市はどのようなふうに対応していくんだというふうに質問したところ、市長からは千葉県で6月の補正予算の中で患者の受入れを円滑に行うための体制拡充に必要な支援策が示されておりますので、柏市としてはその県の内容を精査した上で、追加でやりたいというふうに市長の答弁がございました。今回の補正予算の中のこの項目を見ましたところ、それらしいのがなかなか読み取れませんので、ちょっと質問をさせていただきます。県の支援策というのは、どのようなものであったのか、柏市としてはどのようなふうにそれに追加して事業を計画したのかお示してください。

○地域医療推進課長 千葉県のほうでは、夜間受入れ補助という形で、1人のお医者さんに対して4万4,000円の補助などもメニューで用意しておりました。今現在千葉県の中では、県を4つに分けたエリアの中で輪番でコロナ患者、救急患者を受け入れるための当番病院を設定を調整しているというところまでお話を聞いております。柏市に関しては、千葉県の輪番はちょっと柏市より広いエリアでしたので、柏市の中で今現在も輪番で6つの病院が当番病院で対応してござっております。夜の6時から翌朝の8時まで、6つの病院が対応してございます。その病院に対しまして、通常でも補助は出しているんですけども、その補助の金額にプラス1日当たり5万円を足すような補助メニューを今回の補正予算の中で、夜間における体制整備支援という名称で計上させていただいております。以上でございます。

○阿比留 救急の患者がたらい回しにされることのないように、よろしく御配慮をお願いします。

もう一点、教育福祉会館の改修事業、後の議案にも関わるのかもしれませんが、補正にも入っていましたので、ちょっと確認させていただきます。館内にデジタルサイネージを設置するというふうなのがございしますが、後ほどの議案第5号の大規模改修工事に含まれなくて、その後この補正にのった原因というか、状況についてお示してください。

○中央公民館長 デジタルサイネージの設置についての御質問ということで、まずこの後の議案の審議にも関わってくることなんですけど、現在教育福祉会館につきましては耐震大規模改修工事入っております。一応11月中の竣工を目指して順調に進捗しているところではございますが、今回補正で上程させていただきましたデジタルサイネージの設置につきましては、デジタルサイネージといいますと大きな電子掲示板を想像していただければよろしいかと思うんですけど、こちらのデジタルサイネージの設置につきましては、今回の改修工事のメニューといたしましては、1つとして耐震改修、2つ目としてそれによる施設の長寿命化、3つ目として設備の更

新、4つ目としてバリアフリー対応、こちらを当初の目的として工事を設計、そして実施をしてまいりまして、設備の新規設置を想定したものではありませんでした。それにより、備品等に関わる今回のデジタルサイネージは別予算で購入することになったという経緯がございます。そして、こちらのデジタルサイネージについては、では当初予算、今年度予算で計上すればというところがございますが、当初要求としては、こちらのデジタルサイネージにつきましても要求はしたんですけれども、やはりそこで広告、他部署でも行っている一番分かりやすいのは市民課などにもデジタルサイネージが設置されておりまして、そこに広告などを掲載することによって広告収入を得るというスキームが存在しておりまして、もし教育福祉会館に同じようなデジタルサイネージを設置するのであれば、広告収入を見込んだ上で要求してほしいという財政部署のほうから指示がございまして、今回広告収入を得られるというような調査、そして見込みが立ったものですから、今回の補正予算に計上させていただきました。以上です。

○阿比留 質問を終わります。

○武藤 それでは、このカラーの資料を基に質問したいと思います。これの5ページというか、5という数字のところ、住居確保給付金の給付なんですけれども、こちらは新規申請件数が4月で12件、5月が69件、6月が124件、7月が57件になっていますけれども、今後のこの補正予算の見通しとしていただいた資料では10月からは月120件とか、11月が150件ということで見込んでいますけれども、その根拠は何でしょうか。

○生活支援課長 今回の住居確保に関しましては、根拠としましては実際の今年度の実績の平均が週30件の新規申請という形になっていますので、1週間、週4回の月は、すみません、平均週30件になっているので、週4の月は30件掛ける4で120件、週5週の月は30件掛ける5ということで150件ということで、3月まで計上させていただいております。以上です。

○武藤 これからも住居確保の給付金の申請が増えるというような見通しで、週30件というようなことで考えていらっしゃるのでしょうか。

○生活支援課長 現状では、当初5月の臨時会の際には、冬場になり少し落ち着くような予測をしていたんですけれども、現状今のところは平均的に週20から30件という形で横ばいになっていますので、その予定で計上させていただいております。以上です。

○武藤 住居確保の給付を受ける方が、改めてその住居だけじゃなくて、生活支援のほうもしてほしいということで、生活保護を申請するというような方はいらっしゃいますか。

○生活支援課長 今委員おっしゃったとおり、住居確保のほうでどうしても生活、こちらは家賃補助、あとは社会福祉協議会の貸付けと兼ねて利用されている方が多いんですけれども、やはりそこで賄えない、新たに就労ができない場合に関しましては生活保護という形で御案内をさせていただいて、生活保護の申請ということで

やられる方も数名今のところはいらっしゃいます。以上です。

○武藤 相談者の生活実態に合わせて、必要な支援ができるように丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、8ページのところで、介護従事者への支援金なんですけれども、介護事業種別によって支援金の額が10万から40万ということなんですけど、支援金の周知や手続などはどのようにしていくんでしょうか。

○高齢者支援課長 この議案が可決いただきましたらば、速やかに手続ができるよう、今できる部分だけは準備を進めておりまして、10月中には事業者には通知をさせていただいて、できるだけ書類などをたくさん求めずに、シンプルな形で申請していただけるようにと考えております。以上です。

○武藤 できるだけ早く支給していただきたいと思います。

次に、10ページのところで、保育施設等に対する給付金なんですけれども、この対象に認可外保育園は入っていないんですけれども、どうしてでしょうか。

○次長兼保育整備課長 今回のこちらの給付金につきましては、認可外は対象外としております。認可外につきましては、これと別の補正予算で、各施設当たり衛生用品の購入とかに対する補助ということで、50万円の補正を今回組んでおります。そのほか、5月補正でも認可外対象に50万の補正を組んでおりますので、認可外につきましてはそちらを利用してもらおうと。さらに、大規模な園等については上乘せというところで、今回給付金を支給するという考えでございます。以上です。

○武藤 それでは、15ページ、介護施設及び障害者の福祉施設のサービス提供体制の確保というところなんですけれども、これは応援体制というのはできているのでしょうか。それぞれお答えいただきたいと思います。

○高齢者支援課長 この応援体制につきましては、想定しているのが市内の事業所同士で応援し合おうということを想定しておりまして、今市内の老人福祉施設など、あるいは介護事業者でつくっている団体にこういう、市で例えばこういう形で支援をすれば、皆さんできませんかということをお願いをしております。事業者団体のほうで今意向調査などをしていただいているというところで、まだちょっと例えば応援者派遣職員を登録するとか、そういうところまでは進んでおりませんが、まずは意識をみんな一緒にしましょうというところから進めているところでございます。以上です。

○次長兼障害福祉課長 それでは、障害のほうなんですけど、障害のほうも現在応援職員の受入れ体制のほうは検討して、自立支援協議会とか、そういった中でお話しているところなんですけど、現実的に障害の場合、大きい法人で複数のサービスをやっている事業所は大体自法人のほうでできるんですけど、そういった法人は小さいところだとできない場合は、そういったところを応援するような、具体的にはそんな形になるかなと思っております。以上です。

○武藤 介護のほうは、市内事業者同士で応援する体制のネットワークづくりをしていくということですが、それは市内で確保できる見込みですか。

○**高齢者支援課長** 市内、まずは初動のところで近い事業所同士で応援し合うということが速やかな体制を整えるのに必要なことだろうということで、今市内の事業者さん同士で、もともとそういう考えを持っている事業者さんもありましたので、その辺りで何とかできるのではないかと。ただ、この応援派遣については、県も県全体の中で派遣職員の申出を受けて登録をして、いざというときに派遣をするというような体制を整えるべく、今月県のほうでスキームをつくりまして、10月からはそれが動き出すようにということで情報をいただいておりますので、もし市内でどうしても間に合わない場合には県のほうに応援要請をするということもあろうかと考えております。以上です。

○**武藤** 障害のほうなんですけれども、大きな法人の中では応援体制がその中でできるということなんですけど、そういう場合はこちらの応援の手当ですとか、そういうのは支給されるんですか。

○**次長兼障害福祉課長** 自法人でやった場合とかも当然そういう危険手当とか、そういう部分がありますので、そういうものは支給される形になります。

○**武藤** これからまた冬に向けて感染が広がるおそれもありますので、ぜひ早急にそういう体制つくっていただきたいと思います。

あと、16ページ、感染症対策の医療機関支援事業補助金なんですけれども、(2)の感染症病床確保支援なんですけれども、これ病床の確保として1ベッド当たり500万円の病床確保をしているというお話を伺ったんですけれども、これは何床ぐらい確保しているんでしょうか。

○**地域医療推進課長** こちらのほうは、4月当初から1回目の千葉県のフェーズが移る8月10日以前までの間で計算をしておりますして、病床数としては6床を計算しております。以上です。

○**武藤** これは、陽性の方を入院させるためのベッドの確保ということでよろしいんですか。

○**地域医療推進課長** そのとおりでございます。

○**武藤** それが今現在は6床確保されているということなんですけれども、これからまた増えるのではないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○**地域医療推進課長** 6床のほうは、あくまでも年度の初めのほうで、今はほかの病院等も踏まえて病床数のほうは増えている状態でございます。以上です。

○**武藤** ほかの病院の病床数は増えているって今おっしゃったと思うんですが、それについてはこの病床確保の補助金というのは出されないんですか。

○**地域医療推進課長** フェーズのほうが千葉県のほうで2から3に指定が変わりました。フェーズ3に移行することによって千葉県の補助の範囲が広がる場合がございますので、そこに関しては市の補助は入れないというような形で考えております。以上でございます。

○**武藤** じゃ、県の補助があるから、取りあえず柏市のほうは補助しないということなんですか。

○地域医療推進課長 そのとおりでございます。

○武藤 あと、空床確保と減収支援ということで、1ベッド当たり8,000円ということなんですけれども、これは何床確保しているんでしょうか。

○地域医療推進課長 こちらのほうは、千葉県のほうにも同様の補助があるんですけれども、この補助の対象にならなかった病床ということを想定しております。なので、何床という明確なあれはないんですけれども、想定の中では一応40床程度ということで考えております。以上でございます。

○武藤 今本当に医療機関、病院などが減収していて大変だということをよく聞きますけれども、この補助金で減収分を賄えるというふうにお考えですか。

○地域医療推進課長 今回の9月補正に計上させている案件は、あくまでもコロナウイルスに対応するための補助という面になっておりまして、減収補填に対する補助としては、国の持続化給付金であったり、医療従事者への慰労金等が該当になるかと思えます。現在柏市としては、減収補填に対する補助はこの中には入っていないというふうに考えております。以上です。

○武藤 減収補填考えていないということでしたけれども、非常に今やっぱり病院なども大変ですし、地域の診療所ですとかクリニックなどでも経営が大変になっていて、もう閉園しなきゃいけないというようなお話なんかも聞いているんですけれども、ぜひそういうところの支援も考えていただきたいと思えます。

次に、23ページ、障害者等の一時保護施設の確保ということなんですけれども、これはどこに受け入れていただいて、どのような体制で行うのか教えてください。

○次長兼障害福祉課長 まず、本事業でございますけど、在宅障害者の家族等がもし新型コロナウイルスに感染した、入院となった場合には、濃厚接触者、あるいは疑いとなった自宅に障害者のほうに取り残されちゃう場合とかがございますので、周りで見ってくれる人がいればいいんですけど、いない場合は1人で生活することが困難になる場合がございますので、そういったリスクを回避する目的で、安心感を担保することを目的に一時保護を確保するものでございます。御質問の受入れについてでございますが、こういったケースが起きた場合は地域の相談支援事業所から障害福祉課のほうに連絡が入りまして、市が市内に用意した一時保護施設へ移送のほうを手配して、同時に状態像というか、基礎疾患等の情報を収集し、主治医等に情報のほうを提供いたしまして、市と委託業者で市内に用意した一時保護施設のほうに障害者の住居となるアパートのような、市内の場所についてはちょっと風評被害があるんで非公表になってしまうんですが、そちらのほうに移送をさせていただいて、一時保護施設では看護師とか社会福祉士等専門スタッフを配置した委託事業所の方が支援に必要な体制を組んで、食事だとか見守り、体調確認等を実施していくもので、24時間は、1名は24時間体制でスタッフが常勤するような形になってございます。以上です。

○武藤 こちらの一時保護というのは、御本人が感染した場合じゃなくて、親御さんですとか、そういった方が感染した場合に、一人で自宅で過ごせないというよう

な障害を持った方が保護してもらえようなところということによろしいんですか。

○次長兼障害福祉課長 そのとおりでございます。

○武藤 こちらのほうも確実に確保できるような体制を取っていただきたいと思います。

それから、あと26ページです。「3密」防止と感染リスク軽減対策というところで、②のところの障害福祉事業所へのアクリルパネルの作成委託ということなんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 これなんですけど、市内の事業所で作成したアクリルパネルを配布することで、企業や福祉事業所における新型コロナウイルス感染症の予防対策をするのと同時に、新型コロナウイルスの関係で就労関係の事業所とか売上げが減少しているようなところもございますので、そういった市内の障害福祉事業所の工賃向上の一助と、その両方の目的で実施するものでございます。以上です。

○武藤 作成委託をされる事業所というのは、何事業所あるんでしょうか。また、その配布する事業所というのは、どういうところに配布されるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 事業所についてですが、事前にこの予算計上に当たって、事業所のほうに意向確認のほうを取っているんですが、今のところだと5施設ぐらいはやりたいということを出ているところでございます。5施設だとすると20台、今後こちらのほうの議会で承認された場合は再確認して、もし希望が増えた場合は例えば10施設10台とか、そういった形で柔軟に対応する予定でございます。また、こちらの引き取り先というか、配るほうについてですが、こちらにつきましてはまだ用意できていない中小企業とか、小さい福祉事業所において、そちらのほうに10から15か所ぐらい配布をするなど、その数の中で柔軟に対応する予定でございます。以上です。

○武藤 障害者の就労支援というか、事業がなかなか大変なときに、新しくこういう事業をつくって、事業所の支援をするというのは非常にいいことだと思いますので、ぜひこれからもやっていただきたいと思います。

福祉施設の感染防止対策に係る費用補助なんですけれども、こちら補助率が2分の1になっているんですが、ほかの例えば保育園ですとか介護施設とかはその補助率が2分の1じゃなくて、全額支援したりしているんですけど、なぜこれは2分の1なんですか。

○高齢者支援課長 それぞれ国で策定しているメニューなんですけれども、それぞれの省庁というんでしょうか、所管の考え方とか、あと実施方法、実施主体が市であったり、県であったり、国であったり、ちょっといろいろあるんですけれども、介護に関しては、この事業に関しては国の事業を県が窓口となって行うというようなスキームなんですけれども、これはちょっと理由は私どもでも分からないんですけれども、国の考え方というんでしょうか、でこのようになっているものでございます。

○武藤 これ③のところは、障害福祉課ってなっているんですけど、介護のほうですか。26ページの③ってなっているところの担当課が障害福祉課になっているんですけども。

○次長兼障害福祉課長 こちらについては、福祉施設の感染防止に関する資料ということで、こちらについては施設入所とか短期入所のほうに想定してやるものがございます。こちらのほうはいろんなものを、例えばマスクとか、そういう配るものについては既にこれまでの交付金の中で出している部分がございますして、こちらについては、地方創生臨時交付金を活用して行うもので、障害者を入所させるところのサージカルマスクとか、空気清浄機だとか、サーモカメラとか、そういったものを購入した場合に出す事業ということで上限とかちょっと決まっています、2分の1ということで、そういうものになっているものがございます。以上です。

○武藤 できれば全額補助できるようにしていただきたいなと思います。

それから、④の公立保育園のトイレの改修なんですけれども、保育園の大人のトイレの洋式化というのを今回何か所の園で行うのでしょうか。

○保育運営課長 今回対象の園は17園となっております。

○武藤 これは、繰越明許になっているんですけども、今年度の洋式化の工事を完了できるというところはあるんですか。

○保育運営課長 この議会で補正予算が通らせていただけましたら、10月以降に設計をしていくような形になりまして、その設計が終わるのが年明けということになりまして、実際の工事に入るのが翌年度ということになるかと思います。以上です。

○武藤 この17園で、全ての保育園の洋式化が完了するということですか。

○保育運営課長 そういうことになります。以上です。

○武藤 じゃ、今年度は設計だけで、実際できるのが来年度ということですね。

○保育運営課長 そのとおりでございます。以上です。

○武藤 なるべく速やかにできるようにお願いしたいと思います。

あと、32ページのひとり親家庭の医療費扶助の現物給付化なんですけれども、県の制度の改正による負担の変更ということなんですけれども、ちょっと分かりにくいので、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○こども福祉課長 今回補正予算に計上させていただきました制度についてですが、こちら県の制度になりまして、ひとり親家庭医療費助成制度ということになります。この制度につきましましては、児童扶養手当を受給できる所得にある世帯への医療費の補助になります。18歳までの児童とその親が対象です。この制度につきましましては、今まで償還払いということで、一旦医療機関の窓口で保険料、診療費払っていただいて、後日まとめて市に申請することで返還されるというような仕組み、これを償還払いのシステムになっているんですけども、この制度が受給券を使って、窓口で受給券に記載されている額を支払うだけで済むという、現物給付というんですけども、こういう制度に切り替わるという形になっています。このことによりまし

て、利用者にとってみれば後日の申請がなくなるということ、また今現在その償還払いを行うに当たっては、1申請当たり1,000円の自己負担をお願いしているんですが、これが通院等ですと1回窓口300円で済むということ、また非課税世帯がこの制度の改正で無料になりますので、そういったメリットがあるものと考えられております。予定は、11月分の診療分から変更する予定となっております。以上です。

○武藤 そうしますと、今までは償還払いで、1,000円は自己負担があるんですけども、それ以上かかった分については全額戻ってきたということでもいいんですか。

○こども福祉課長 はい、そのとおりです。

○武藤 それが今度親子共に300円窓口で払えば医療費が無料になるということでもいいんですか。

○こども福祉課長 県の制度をそのまま導入すればそのとおりなんですが、柏市独自で、これまでも独り親の子供については医療費を無料としておりました。この子供に対する無料化はこのまま継続いたしますので、子供については医療費は無料になります。親については、300円かかる形になります。以上です。

○武藤 そうしますと、調剤とか、そういうのは親子共に無料になっているということで、今度制度が変わることも含めて、この事業費がマイナス274万円ということになっているんですけど、これはどうしてなんでしょか。

○こども福祉課長 今回の補正予算の計上に当たりまして、ひとり親医療費の執行をちょっと見直しました。コロナの影響かどうか分かりませんが、執行率がそれほど伸びていないということもございまして、決算見込みに近い形での再計算をしております。また、制度が変わることによって、償還払いですと12か月分の支払いが必要になってくるんですが、現物給付化になりますと翌々月の支払いということで、2か月先に支払われる形になりますので、1か月分費用が、市の支出がなくなるということで、そういったものをマイナスにしております。プラスの要因としては、この制度が利用しやすくなるということで、保護者、高校生等の利用が11月以降若干増えるんじゃないかということで、県の試算ですと1.4倍という試算で積算をして、それら積算の結果、事業費としてはマイナスになっているというような内容でございます。以上です。

○武藤 38ページの中国残留邦人の生活支援事業なんですけれども、現在対象の方は何人いらっしゃるんでしょうか。

○生活支援課長 現在対象者は2名となっております。以上です。

○武藤 生活保護の制度との違いというのはどういうものでしょうか。

○生活支援課長 基本的には生活保護基準に準じているんですけども、収入認定と70%、約7割ぐらいの認定と、あと配偶者の加算給付金等がありまして、若干制度の内容が違っております。以上です。

○武藤 中国残留邦人の方というのは、戦争が終わってもそのまま中国に残留された方で、大変御苦勞をされている方だと思っておりますけども、そういう方たちの暮らしを支援するためということで、老齢年金の分を収入認定しないで、その上で生活

保護の基準に沿った支援をするというものでよろしいですか。

○生活支援課長 年金の給付に関しましては、委員おっしゃるとおり満額の老齢基礎年金の対象になる方に関しましては、そのところは収入認定が減額になるという形になっております。以上です。

○武藤 今回また10月から生活保護の引下げがあるんですが、その影響はどうですか。

○生活支援課長 基準生活費は、生活保護基準に準じておりますので、やはり基本の生活扶助費は引下げになっております。以上です。

○武藤 やはり生活保護の基準の引下げは、いろんなところに影響が出てくると思うんですけれども、影響のないような支援が何かできればお願いしたいと思います。

それと、次にこちらの議案の説明資料のほうで、債務負担行為の追加なんですけれども、障害福祉サービスの事業所、朋生園の管理事業というところなんですけれども、同じ時期に清和園も委託されているんじゃないかと思うんですが、今回こちらに出ないのはなぜでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 ここに出ている朋生園については、ちょうど5年間の指定管理期間が終了しまして、利用者家族のほうから指定管理継続の要望が強く、今回債務負担支払い行為を行ったものでございます。これに対して、なぜ清和園のほうに載っていないかという御質問についてでございますが、朋生園が昭和61年に開設に対して、清和園って昭和49年の開設ということで、高齢障害者に対してバリアフリー化など老朽化の問題だとか、あるいは現社会福祉法人による安定的な運営など、今後の施設をよりよくするために、今後の施設運営や民営化を前提とした建て替え、現法人のこれまでの実績を評価して継続を求める利用者家族のほうからの要望書というのでも頂きまして、そのことを受けまして、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会のほうで審議いたしまして、家族会の要望を踏まえ、よりよい施設にするための民営化等の答申を8月に受けた関係がございまして、このようなことから現在は施設の今後の建て替え問題も含め、当面の指定管理の短期延伸や民営化に向けた検討など、様々な方法論について企画とか財政建設部門とか、関係部署と協議を進めている関係がございまして、今回の朋生園同様の指定管理の5年間延長の債務負担の支払いについては今回見送ったものです。以上です。

○武藤 それでは、令和3年からの指定管理になるかどうかというのは、民営化にされるかもしれないというようなこともあって、今回は計上していないということなんですけれども、それについては次回また議論していきたいと思います。

それと、乳幼児の一時預かりの事業等運営委託なんですけれども、この事業はどういうものでしょうか。

○子育て支援課長 こちらの一時預かり事業は、令和元年の11月からスタートしました保育園や幼稚園などに所属していない家庭で子育てしている方が、用事ができたりとか、何か事情があった際に、ほかの方に保育をお願いしたい際に頼れる方がいない方がこちらを一時的に利用していただくための事業となっております。

○武藤 この3,030万なんですけれども、これは人件費だけですか。

○子育て支援課長 こちらは、委託料として取っております。委託料の内容につきましては、主に人件費となりますが、そのほかの事務ですとか光熱水費、消耗品なども含めて、まとめて委託と考えております。以上です。

○武藤 非常に市民からしたら、こういう事業は大事じゃないかと思うんですけれども、ちょっと少ないかななんて思っちゃったりもしたんですが、ぜひ維持できるようにしていただきたいと思います。

あと、児童手当、子ども医療費助成業務包括委託と子ども・子育て支援業務包括委託なんですけれども、これはいずれも同時期に指定管理者にパソナが委託されているんですが、公立保育園の管理運営の委託先を選定するためのプロポーザル委員報酬ということで、1人8,000円の2人分が計上されています。このプロポーザル委員というのは、こういう事業について選定する委員だと思うんですけれども、どういふ方を選定されるのでしょうか。

○保育運営課長 前回プロポーザルを実施した際には、認可保育園協議会、認定子ども園協議会のそれぞれから委員を御推薦いただいているところですが、今後どのような方を推薦するかというのは検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○武藤 営利目的の大手業者に委託し、公的ワーキングプアをつくり出す指定管理者委託には賛成できません。コロナ禍の中で働き方を見直す動きも出てきています。市が責任を持って職員を雇用するべきだと思います。

次に、介護保険の事業特別会計です。今回の補正予算では、基金の積立てに3億7,000万ですが、今回積立てをすると、積立ての残高は幾らですか。

○高齢者支援課長 今回積立てをいたしますと31億500万ほどになります。以上です。

○武藤 昨年は、財政調整基金の積立てが2億7,000万で、1億増えているんですけれども、なぜ増えているのでしょうか。

○高齢者支援課長 主な原因、要因といたしましては、給付費の減少が挙げられるかと思います。1つには介護給付費、あるいは地域支援事業、介護予防に要する給付費が想定よりも少ない費用で推移していることが1つ。それから、もう一つ今年度……そうですね、要因としては、そちらが考えられるところがございます。以上です。

○武藤 給付費の中に介護予防、柏市が負担しなければいけない総合事業の分も含めて想定していたけれども、それは国からお金が来たというようなお話も伺ったんですけれども、いつもこの積立てが多過ぎて保険料がその分高くなっているんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○高齢者支援課長 今武藤委員がおっしゃってくださったとおり、柏市の場合には総合事業で、地域支援事業に係る経費について国で補助を受けられる金額が定められているんですが、それを超えて事業を充実させております。こういった部分は、

本来は市が独自に負担しなければならない、介護保険会計の中で賄わなければならないということで、それを想定した額で今保険料というのは、超えた分を市で、介護保険料で負担するということを想定して介護保険料を設定したんですけれども、結果として平成30年度、または令和元年度とも、国によって超えた分の額についても国の補助が、交付が認められたということがございまして、これが七千数百万ということになるんですけれども、この分が想定よりもかからずに保険料で負担せずに済んだということが一つございます。それから、当初額がはっきり想定することができなかった新たに創設されました保険者機能強化交付金というものがございまして。これは、介護保険の保険者が、保険者である市が介護予防事業とか重度化防止事業などに頑張っているかどうかというところを評価されまして、その分について国から交付を受けられるものなんですけど、柏市早くから介護予防事業などにも取り組んでおりますので、評価が比較的高いということがございまして、この分で6,800万ほど交付金を想定より多くいただいておりますので、この辺りが影響をして、本来基金を取り崩すことになる想定をしていたんですけれども、令和元年度については取り崩さずに済んだということでございます。以上です。

○武藤 来年度は、介護保険料の改定の年になりますけれども、できる限り積立金を取り崩して介護保険料を引き下げてほしいと思います。以上です。

○鈴木 では、議案第28号の補正予算に関して幾つか質問させていただきたいと思います。10ページものの議案説明資料の3ページ目から質問させていただきたいと思います。まず、全体の総額的なところなんですけど、今回のコロナウイルス関連の総額が53億、54億近いと思うんですけど、これだけ大きな補正予算ではないかと思いますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○委員長 執行部、お答えできますでしょうか。

○鈴木 答えられる人がいない。

○委員長 答えられる人がいないのかな。

○鈴木 例年の補正予算って、こんな53億も出るもんなんじゃないですか。財政部がないから無理ですか。

○委員長 そうですね。

○鈴木 分かりました。では、私が感じたのは、あまりにも大きな金額かなというふうに思っております。特に53億、54億の中の27億円がG I G Aスクール構想の費用だと思いますが、それも含めまして国と県からこれだけの国支出、県支出の予算を取ったから、ぜひ使いなさいというような形で下りてきたような補正予算かなというふうに思っております。そういう意味では、一つ一つの予算を積み上げたものではなくて、国、県から来た予算をどう使おうか、大盤振る舞いの補正予算になっていないかとても私は危惧しております。そういう観点で幾つかの質問をさせていただきたいと思います。では、次行きます。では、個別のところではありますが、ア、議案説明書の10ページものの3ページの(ア)のところの3密防止のところに関して質問させていただきます。カラー刷りのこちらでは26番になるかと思っております。先

ほど武藤委員も質問されておりましたが、私はその中の④番、公立保育園のトイレ改修の件ですが、これが3密と関係しているのでしょうか。予算が下りてきたから、今までトイレの改修をしたかったので、ちょうどいいやというような形で何かここで使っているような気がするんですが、3密とトイレ改修の件の関連性をお答えいただきたいと思います。

○**保育運営課長** この（ア）ですが、感染リスクの軽減対策ということで、和式のトイレというものがその使用時に周辺に飛沫が飛び散る可能性というのがあります。そこから感染が拡大するおそれがあるということで、洋式トイレは和式トイレよりも飛沫が飛び散りにくい構造となっていることから、感染拡大防止につながるものと考えているところです。以上です。

○**鈴木** 無理やりこじつけではないかと感じております。たしかコロナウイルスは、便からの感染があるという話は聞いておりません。ノロウイルスであればそういう確率がすごい高いというふうに思いますが、新型コロナウイルスは飛沫感染が基本だと思っております。そういう意味では、こじつけではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**保育運営課長** トイレ自体は、やっぱり尿といいますか、尿、便ですね、そちらのほうでやはり手についてしまって、そこから感染ということもちょっと考えられるということもありまして、トイレのほうの改修によりましてその感染防止につながるものと考えております。以上です。

○**鈴木** 洋室トイレ化は、私も必要だと思っております。なんですが、これも上から下りてきた補助金を何か無理やり使っているんじゃないのというふうに私は感じております。あまり質問しても答えは出てこないとは思いますが、私はそう感じております。これ4,520万円ですから、この中の3密の防止の中の6,000万円のうちの大きく占める4,500万円、これが本当に必要なのか。確かにトイレの改修はしてもらいたい、したほうが良いと思います。けれども、この予算の中身で本当にいいのかどうか疑問を感じております。

では、次に行きます。次は、（オ）、介護施設及び障害者福祉施設のサービス提供体制の確保のための予算ですね。カラー刷りでいうところの15枚目になります。5,200万円の予算ですが、これはどういうときに、どれくらいの人数を考えて、これ単価出てるんですが、どういうときにどれくらいの想定しているのかなというところと、今までの実績に関してお示してください。

○**高齢者支援課長** こちらに関しましては、今恐らく発生するケースによって、日数であるとか、必要な人数というのは変わってくると想定されますので、おおむねということで試算したものでございますが、まず施設等で、職員が例えば1人陽性者が出ますと、その方の濃厚接触者に認定されれば2週間自宅待機をしなければなりませんので、例えば濃厚接触者が10人出れば職員が10人足りなくなるということになります。ですから、そういうことが起こってはいけないということで、そういうことを想定して、また自宅待機の期間は2週間というふうに言われていますの

で、14日間、10人の職員が応援に入る場合ということを想定して、またそういうクラスターのような事態が市内5つの事業所で発生をするかもしれないということで、これは想定してございます。ただ、これまでのところ幸いにも柏市内の介護施設等ではクラスターは発生しておりませんので、実績としてはまだないということでございます。以上です。

○鈴木 そうですね。今まで頑張ってくださいっておりまして、実績はゼロであります。これ期間的には来年の3月までですよね。あと半年間でゼロが5事業所で14日間10人、それで5,200万円ですか、を想定していると。ちょっとやっぱこれも大盤振る舞いの、何か予算取っとくぞみみたいな、これは実際にゼロとか、ゼロで行ってほしいんですけども、これ使われなかった場合はどうなるんですか、これ。

○高齢者支援課長 使われないことが幸いでございますので、予算としては不用額として残ってしまうということになります。以上です。

○鈴木 これは、この予算はほかに回すことは、予算立てのときにはほかの手当をするということにはできるんですか。

○高齢者支援課長 こういうこれこれこういうことに使いますということで御承認いただきますので、やたらにほかのことに使うということにはできないであろうと。また、この目的からして、いつまで、いつその発生するか分かりませんので、もう今年度もう発生しないだろうなんてことを想定して、先にほかのことに使ってしまうということもできませんので、これはぎりぎりまで恐らくこのまま確保をせざるを得ないのではないかなというふうに考えております。以上です。

○鈴木 質問の仕方が悪かったと反省しております。例えばこの予算ではなく、高齢者施設で感染が起きないように職員の事前PCR検査を実施する、そのための予算を取っておくということでこの予算を本当は使うことはできたんでしょうか。

○高齢者支援課長 PCR検査については、恐らく保健所長も御答弁しているとおり、事前にすれば済むというものではないのではないかなと考えておりますので、この分のお金で事前にとということよりも、より差し迫って、高齢者の方々、施設にいる方々の生活を維持することを優先して、今回このように予算計上させていただいております。以上です。

○鈴木 もうちょっと端的に聞きます。この国、県、これ国ですよ。これ市独自か。そうですか。すみません。市独自でしたね。例えばこれ5事業所で計算しているということですが、例えば6か月で5事業所、3か月過ぎた段階でゼロであれば、ほかの例えば今言ったようなPCR検査にその予算を回すだとか、そういう事前の感染を増やさないための努力、感染した後のことではなく、感染しないようにするためのところに私は予算を使うべきではないかと考えております。3か月たってゼロであったならば、また再度御検討していただき、補正予算の組替え等を検討していただくことを要望して、この(オ)に関しては質問を終わります。

では、(カ)に行きます。(カ)の介護施設の4ページ目、介護施設の感染拡大防止対策、感染防止対策支援事業の補助金を活用と。感染施設における感染拡大防

止のため、居室への陰圧装置や換気設備の設置に係る経費の補助、これすごい金額大きいんですよ。8億円の予算がここには充てられております。なかなか8億円の予算というのは通常で考えると、体育館1個建てるぐらいの費用かなというふうに思いますが、巨大な予算になっておりますが、カラー刷りでいいですよと22番にあります。陰圧装置179個、換気設備が1万9,000平米というんですかね、1万9,000平米というふうに書いておりますが、これよく計算の根拠がよく分かりませんが、179個も陰圧装置を介護施設に設置する、そんな事業が現場から要求があったんでしょうか。

○高年齢者支援課長 こちらの事業につきましては、国からこういうこと新たにありましてと示されて、また県から具体の、県が主体の事業になりますので、具体的内容が示された段階で市内の事業者へ意向調査をしております。意向のあった分についてこれだけあったということで、県にも報告し、またこの予算に計上させていただいているものでございます。以上です。

○鈴木 執行部は、本当にこの陰圧装置が介護事業所に、たしか介護施設って600ぐらいですかね。市内のうち3分の1ぐらいに当たる179の部屋に陰圧装置を造ることが、本当に感染防止になり、そして必要な感染防止、本当これをやると役立つんだというふうに思ってこの予算を立てているんでしょうか。

○高年齢者支援課長 感染防止に効果があるということで、国でこのようなメニューを創設したものと承知しております。また、これは市内の事業所で簡易陰圧装置って様々なタイプがあるんですけれども、例えばビニールテントのようなもので病床、ベッドを囲って、その中を陰圧に保つというような形のものから、1つの部屋全体を陰圧に保つような装置様々あるんですけれども、例えばビニールテントのようなものですと1ベッド当たり1つ、1組必要ということになりますので、今事業所から上がってきている台数としては、これだけだということでございます。以上です。

○鈴木 今最初にそのお答えの中に、国からこれが効果があるというふうに言われて実施をしていると。皆さん国から言われたとか県から言われたのではなくて、本当に介護施設の中で感染防止をどうしたら抑えられるのかをそれぞれが頭でひねって、これをやろうというふうにぜひ考えていただきたいなというふうに思います。これ国と県が8億円も準備をしてきて、さあ、やれ、分かりました、やりますみたいなことではなく、ぜひ本当に感染防止のために何が必要なかをぜひ考えていただきたいなというふうに要望して、(カ)に関しては終わります。

次に、(キ)に行きます。介護事業者への支援金、感染防止を講じながら介護、障害サービス継続を努めている事業者に対し、サービス事業種等に応じて10万円から40万円の支援金を給付しますという(キ)ですが、カラー刷りでいうと22ですかね。ごめんなさい。22じゃないな、8番。8ページですかね、にあります、それを見ますと10万円から40万円を支給しますよと。これも比較的金額大きいんですよ。1億7,000万という金額になります、これに関して、これはこれ今まで頑張ってきたから、あるいはいろいろやってくださったからこれだけの支援をするよとい

うことでしょうか、それともこれから何か事業所でやるものに対して寄附をするというものなんでしょうか。

○**高齢者支援課長** これまでのこともありますが、これからもということになります。具体的にこれこれこれに使ってくださいという趣旨のものではないんですが、介護事業所について、あるいは障害のサービス事業所について、それぞれコロナの中で様々費用的なものでかかる分もごさいます。それについては、別な形で補助などもごさいますけれども、なかなか金額に現れない細かな部分での負担というのが相当現場にはあると認識しております。介護従事者の方々には6月に議決していただきました補正によってカタログギフトを送らせていただくという、職員個人にはこういう形でさせていただいたんですが、今回は事業所に対してこのような形で支援させていただければということで計上させていただいております。以上です。

○**鈴木** ということは、何々を買うからというのではなくて、金額は違いますが、一律10万円とか、それから40万円の間の金額を支給するということですよ。これは、そうしますと介護事業所の中では、介護職員にこの金額をある程度割り振って配る、支給するということも可能なんでしょうか。

○**高齢者支援課長** 使途について具体的にこのような形でということで、あらかじめ指定して給付するものではごさいますので、それぞれの事業所で職員の方に何か支援することでも結構ですし、あるいは入居者の方々の環境改善に使っていただくことでも差し支えないかと考えております。以上です。

○**鈴木** 分かりました。ありがとうございます。大変いい給付であるとは思いますが、いかんせん1億7,000万という比較的大きな金額のものだと思いますので、ぜひ十分活用していただきたいなというふうには思います。

では、次に移ります。(シ)、保育施設等に対する給付金、保育所や幼稚園等において臨時休園や感染防止対策の影響により、経費及び事務負担が増加したことを受け、施設の規模に合わせて一定額を給付、カラー刷りのほうでいうと10ページですが、これ今の介護施設と同じようなものかなと思いますが、一定額を給付するという意味では同じような発想のものでしょうか。

○**次長兼保育整備課長** 内容的には、ただいま答弁ありました高齢者支援課のものと同内容というふうに思っております。以上です。

○**鈴木** 先ほどの介護事業所の場合は10万円から40万円でしたが、こちらの保育施設等に関しては15万円と20万円ですが、これが金額が違うのは何か根拠があるんでしょうか。

○**次長兼保育整備課長** 金額の算出につきましては、中小企業に対する支援金が20万円ということですので、まずそれが一つの考え方ということで、20万円を設定しております。あと、やはり高齢者施設との違いというのも、こちら保育施設ということがありまして、運営費に関するようなものにつきましては市のほうから国のお金を使ってですけども、委託費を払っているところですけども、こちらの委託費につきましても基本的にはコロナとかで休園になった場合につきましても満額支

給されるということになっておりますので、そこら辺でちょっと高齢者施設と金額の面では多少違いが出ているというふうに思っております。以上です。

○鈴木 はい、了解しました。

では、次に（セ）に移ります。感染症対策医療機関支援事業補助金、これはちょっと金額大きいですね。1億3,000万、カラー刷りのほうでいうと16ページになります。この1億3,000万なんですが、産官学医の5者連携の明日に備える新型コロナウイルス感染症検査体制強化プログラムというのが柏市では始まっておりますが、これとの兼ね合いは、この予算の中にありますでしょうか。

○地域医療推進課長 この中には入っておりません。以上です。

○鈴木 入っていない。では、逆にお聞きしますが、産官学医の5者連携のプログラムの費用は、今回の補正予算等の中ではどこに入っているのでしょうか。

○次長兼総務企画課長 5者連携プログラムは、特段柏市の支出を、このプログラムに関する支出を伴うものではございませんので、補正としては計上しておりません。以上でございます。

○鈴木 では、この（事業内容）、カラー刷りのほうの……ごめんなさい、カラー刷りじゃなくて、議案説明書のほうの④、妊婦陽性者の対応及び新生児の受入れについて、必要な陰圧設備の設置に関わる費用支援、これは具体的にはどういったもののでしょうか。

○地域医療推進課長 こちらは、病院のほうから依頼ありまして、HEPAフィルターであったり計器類を購入、設置するに当たりかかる費用を補助するものでございます。以上です。

○鈴木 これどこの病院ですか。

○地域医療推進課長 こちらの病院名は、ちょっと今公表することはできません。以上です。

○鈴木 幾つの医療機関ですか。

○地域医療推進課長 1つでございます。

○鈴木 私は、これ聞いておるんですが、これもプログラムの一環として、この妊産婦がもし陽性者だった場合の対応、妊婦さんと、それから新生児さんの感染の病気から治すための施設、そういった陰圧装置がついた、隔離した部屋をつくらないといけないというような必要性があるという話を聞いておりまして、そのための費用がここに計上されていると私は認識をしております。こういうことに使うところはいいと思うんですが、もっと、一般質問でも言いましたが、PCR検査を積極的にやっていく。例えば濃厚接触者に関しては行政検査ができる。濃厚接触者の外側の部分もある程度行政検査で、行政検査、いわゆる国が見てもらうんですかね、の費用で行ける。そして、さらに学校等や、あるいは学校、それから高齢者施設、病院等で感染者が出た場合に一気にPCR検査をやる、そのときの費用等をこういうところに充てるべきではないかというふうに思います。単にここに書いてあるだけじゃなくて、東大の検査体制500件のPCR検査を毎日できるというのものをもっと

活用すべきではないか、そこにぜひこの帰国者・外来接触者支援だとか、感染症病床確保支援等だとか、そういったところの予算を回して使っていただきたいというふうに思います。要望として述べておきます。

次に、(ソ)に移ります。軽症者等の宿泊施設搬送というのが入っております。カラー刷りのほうでいうと17ですかね、今の下です。これ90人というふうに書いてありますが、1回の軽症感染者ですかね、移送に幾らの予算を立てているんでしょうか。

○生活衛生課長 こちら今年4月から5月までの間に運用されていた桜スカイホテルに患者の搬送をした際の実績を参考としまして、1人当たり20万円を設定しております。以上です。

○鈴木 4月から5月、桜スカイホテルへの軽症者の搬送、今言った20万円、1人搬送するのに20万円かかったということによろしいんでしょうか。

○生活衛生課長 正確には18万6,169円かかっております。以上です。

○鈴木 市内から柏たなかの駅前にある桜スカイホテルですよ。そこへの搬送が1人18万かかったと。そんなにかかるもんなんじゃないでしょうか。その内訳はどうなっているんでしょうか。

○生活衛生課長 こちらにつきましては、通常の距離や時間に応じた移送料金のほかに、感染症介護者費用、介護者への危険手当、車両消毒代、防護服代等がかかるためにこのような額となっております。以上です。

○鈴木 これどういう企業にこういうの発注するんですか、18万円。距離でどれぐらいなんですか、これ例えば、

○生活衛生課長 こちらの事業者につきましては、いわゆる民間救急という緊急性のない方の搬送を行っている事業者のほうに依頼しております。ちょっと距離につきましては、ちょっとすぐ把握をしておりません。以上です。

○鈴木 市内ですから、近い部分は数キロ、遠くても20キロぐらい、今タクシー代だと1キロ400円ぐらいですから、20キロで8,000円ぐらいですよ。1万円行かないぐらい。その18倍かかるよ。民間救急というのは、大変高額なものなんだなというふうな認識をしました。今までの実績何件ですか。

○生活衛生課長 生活衛生課のほうを担当した7月27日から9月15日までに39名の軽症者が宿泊療養施設を利用しているんですが、そのうち患者搬送事業者のほうで搬送したのは6名となっております。以上です。

○鈴木 じゃ、実績は7月、9月で6名。4月からだと何名ですか。

○生活衛生課長 4月から5月31日までの間に12名を搬送しております。以上です。

○鈴木 では、4月から9月までで18名ということによろしいでしょうか。

○生活衛生課長 はい、そのとおりになります。

○鈴木 半年間で18名、今後半年間では90名の予定ですか。

○生活衛生課長 この後の発生状況は、ちょっと予想がつきませんので、月15名と概算しまして、90名を計上しております。以上です。

○鈴木 平均的に見ても何か6か月で15名、18名、今後は1か月で15名の予定だと、何かちょっとバランスが合わないと感じますが、さらにもう一点。たしか先日トヨタ自動車から感染者を送迎するための車両を無償で提供していただけるという報道を見たんですが、合っていますでしょうか。

○次長兼総務企画課長 はい、そのとおりでございます。

○鈴木 では、そのトヨタ自動車の軽症者を搬送する車両をただで……ただでって言い方よくないな、無償で提供していただいておりますが、その活用とこの軽症者宿泊施設搬送との兼ね合いはどうなっていますでしょうか。

○次長兼総務企画課長 今回補正予算で計上しておりますのが、生活衛生課長が御説明しましたとおり民間救急を使いまして、いわゆる救急隊の民間の方々が完全に感染防備を行いまして、職員と一緒に乗り込むことなく患者の方をホテルまで運んでくださるといような制度でございます。感染症にたけた専門家の方が民間で運んでくださるといことで、完全に委託がお願いできるというところで予算計上したものでございます。一方で、トヨタのほうから今回貸していただいている車でございますが、普通のワゴン車でございまして、運転席と後部座席の間をビニールシートで区切ったというところで、ある意味簡易的な感染防止のシートがかかっているというところで、こちらの使い方としては陽性の患者さんを、陽性確定されている患者さんを運ぶというよりも、ある程度検査が必要な方ですとか、もしくは疑いの方を保健所として輸送をしなければいけない場合に、職員が運転をして、後に患者の方、もしくは疑いの方を乗せるというところでの運用を予定しております。ですので、例えば感染防止の部分ですとか、あとそれに職員が同乗するかどうかという部分については、使い方が大きく違ってくるかなというところで、使い分けを予定しております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。今の回答ですと、軽症者の輸送では……軽症の輸送という言い方よくないですね。軽症者の搬送では、このトヨタ自動車のものは使わないということでもいいんですか。

○次長兼総務企画課長 それが基本で考えております。ただ、状況に応じてその人、ケース・バイ・ケースで捉えたいと思います。民間救急が必ずしも手配できない場合もあるかもしれませんので、その辺りは使う可能性はございます。以上です。

○鈴木 では、使う場合もあるということで了解をしました。

では、先ほどのちょっと回答の中で、7月から9月がこういう軽症者が39名いて、そのうちの6名の搬送をしたという回答をいただきましたが、残りの33名の方の軽症者はどのように移動されたのでしょうか。

○生活衛生課長 こちらにつきましては、7月27日以前につきましては、ちょっと当課では担当していないので、詳細は分からないんですが、27日以降につきましては、27名は自家用車で移動をしていただきまして、2名は保健所による搬送を行いまして、残りの4名は県による搬送で施設まで移動しております。以上です。

○鈴木 39名のうちの27名は、自家用車で移動したということですね。その自家用

車というのは、本人が運転していたんでしょうか、家族なんんでしょうかね。どうでしょう。

○生活衛生課長 基本的には本人の方の運転ですけれども、状況によりましては家族の方が運転する場合もございます。以上です。

○鈴木 家族の方が運転した場合には、トヨタ自動車ของときでも簡易的なビニールを貼って感染を防ぐ、そういうことをやられるのがトヨタの車両。自家用で運ばれた方は、そういうのも何もしない可能性もあるという意味では、何かバランスが悪いなという気がします。これに関しても18万円がいいのかどうか、もうちょっと、なおかつ人数も予定以上に計上しているんじゃないかというふうに感じますが、それ以上は申しません。要望として終わります。

次に、6 ページ目の(ナ)、遠隔学習、家庭学習の強化、カラー刷りでいうと27かな。27になります。いわゆるG I G Aスクールの件ですね。これ全体の補正予算の中の半分ぐらいを占めます27億円という予算であります。パソコン1人、パソコンと言ったらいいか、タブレットって言ったらいいんでしょうか。1人1台3万2,000人に1人ずつ配る。1台の予算がたしか4万5,000円ぐらいだったかなというふうに思っております。27億円のうち、パソコン、タブレットの購入が約14億円を占めるというふうに思います。先ほど山下委員からもこの入札はどうされるんですかという話がありましたが、この14億円と、多分それと関連するセットアップとかは一緒の入札になるんじゃないかと思いますが、どれぐらいの、その入札を一本でやろうとしているのか、複数に分けようとしているのか、どのような今形態の入札をお考えでしょうか。

○指導課長 タブレット端末の導入につきましては、基本一本で買取りの納入を検討しております。

○鈴木 タブレットの購入が14億円で、セットアップ費用関連がたしか5億円ぐらいありましたかね。20億円ぐらいを一本の入札で行うという感じで予定でしょうか。

○指導課長 おっしゃるとおり端末、あるいは補修関係も含めまして23億6,000万円程度の予定をしております。

○鈴木 今契約課はいるのかな。23億円を一本の入札でやるというのは、今まであるんでしょうか。

○指導課長 入札関係につきましては、契約課の案件になりますので、ちょっと私どもの経験としてはございません。

○鈴木 そうですよ。今回のLAN工事、別の議案で上がっていますが、3か所のやつで約2億円ずつぐらいで、全部で総額7億円ですよ。この7億円ぐらいのやつも3分割をして発注していると、入札していると。という意味では、23億円のもの一本で入札するのが本当にいいのかどうか大変疑問に感じます。しっかりした入札ができるような形で検討をしてください。また、1社入札だとかならないような状況ですね。そうすると、本当に競争性があるのかどうか不安になりますので、ぜひその辺十分注意して発注の準備をしていただきたいというふうに思います。

○委員長 要望ですか。

○鈴木 要望です。

では、今の関連のところでもう一点。山下委員も質問されましたが、G I G Aスクールサポーター、これの費用も入っていると思いますが、パソコン、タブレットを全員に配る準備が3月末で終わります。4月からそれを活用した事業展開をされるというふうなことだと思います。本当にその4月から先生方が十分そのタブレットを利用した教育ができるのかどうか。このために十分な準備が私は必要だと思っております。先生方の教職員の中にも高齢の教職員の方もいらっしゃいます。そういう方は、パソコンが苦手な方もいらっしゃると思います。あるいは得意な先生であっても、授業でどのように使うのか、これを十分にこの半年間で準備をしていかななくてはならない。そうしないと、せっかく小学校1年生から中学校3年生まで全員にタブレットが配置される、そういうすばらしい環境ができて、それを生かせなければ宝の持ち腐れになります。このための準備を今どのようにお考えなんでしょうか。

○指導課長 この採決が行われました後、各教職員につきましては早速研修会実施を予定しております。また、4月からの活用ということで、各教科での活用が想定されるわけですが、各教科の年間指導計画の中での活用場を位置づけた年間計画をこちらで提示をし、また授業の中で、どういう流れの中で、どういうふうな活用をしていくかというような授業案、こういったものも例示としてこちらで準備をして4月を迎えたいと思います。また、活用の中でもろもろトラブル等も生じるとお思いますので、G I G Aスクールサポーターにつきましては2月、3月の配置を予定しておりますが、4月からは先生方のサポートということでICTの支援員、こちらのほうの増員でのサポート体制、それから教育委員会の中にヘルプデスク、こういったものも設置をしながら教職員の活用をサポートしていくというふうなことで考えているところでございます。以上です。

○鈴木 27億円もかけて1人1台のパソコン、タブレットを配置する、大変な事業だと思います。これを本当に生かせるための準備をぜひともしていただきたい。先ほど山下委員も質問したG I G Aスクールサポーターの費用は、幾らを予定しているんでしょうか、3月までは。

○指導課長 1,840万を予定しております。うち2分の1につきましては、国の補助を充てる予定でございます。

○鈴木 27億円かけて準備して、そのサポーター、G I G Aスクールサポーターとしてハードウェアの対応をするソフトな人材にたった1,800万円ですか。何かバランスが悪いような気がします。このG I G Aスクールサポーター1,840万の中身は何ですか。何をやるんですか、この方は。

○指導課長 先ほど山下委員のところでもお話しさせていただきましたけれども、まず学校に運び込まれてきますので、そのパソコンにつきましては各教室に保管をしますので、ラベリング等であるとか、そういったものを施しながら各教室への配置

をします。そして、初期動作確認であるとか初期設定、こういったものを全て行います。その後運用マニュアルを作成し、教職員への活用の研修の実施といったようなことを考えております。

○鈴木 今お答えになったんですが、1,840万の金額が少ないなと思った、そしてその中今お聞きしましたら、ラベルを貼ったり、パソコン、タブレットを各教室に配置したり、そういったところの作業もする。教員への研修をする時間、費用というのは恐らくほとんど入っていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○指導課長 約2校に1名配置をしていきますので、人材的には多めに配置をしているつもりでございますので、できるのではないかなというふうに想定をしております。

○鈴木 そうは思いませぬね。ラベルを貼るだけでも、1校400台のパソコンにラベルを貼り、各教室の保管庫に設置をしていく、そういったことも含めると、先生方へのそのサポートというか、教育という言い方よくないですか、サポート、こういうふうに使えるようになりますからという指導、そしてその授業のための準備、そういったところにはほとんど入らなくて、これは本当にパソコン周りの作業をお手伝いするというレベルじゃないかなというふうに私は感じておりました。ぜひこの予算とは別に、先生方にタブレットを使えるような研修を、先ほど研修をやられるとおっしゃってましたので、ぜひそれを実施していただきたいなというふうには思います。ですが、先生方も今コロナで授業時間が遅れてきて、それを一生懸命取り返さなくちゃいけない大変な時期でもあるにもかかわらず、そういった来年からのタブレットを使った授業のための準備もしなくちゃいけない、本当に大変な立場に置かれているなというふうに思いますので、ぜひその辺の先生方へのフォロー、あまりにもプレッシャーをかけ過ぎますとまた倒れてしまいますので、十分なバランスのよい指導をしていただきたいなというふうに思います。以上で要望で終わります。

では、次に(二)、学校教育活動の再開支援1億900万ですかね。カラー刷りでいうと28に入ります。これは、1校当たりの予算的には幾らぐらいの予算なんでしょうか。

○学校財務室長 1校当たり小中学校平均150万、高校が250万を予定しております。以上です。

○鈴木 この中には学校で積極的にやるPCR検査の費用とか、これには計上されるのでしょうか。

○学校財務室長 そういった検査の費用の対象にはなってございません。以上です。

○鈴木 ですよ。この間県立高校でクラスターが発生したのも、正しいかどうか分かりませんが、先生が発症に、最初なのかなという気はしておりますが、教職員から子供に感染が広がっていくという確率が大変高いんじゃないかなと私は心配しております。そういう意味では、高校だけじゃなくて小中学校の先生も本当に感染対策を、自ら自粛というのかな、自ら行動を、感染しないような行動を取ることも

必要だと。大変厳しい環境に置かれているのかな、つらい環境に置かれているのかなと思いますが、できれば先生方にもPCR検査を受けていただき、安心して先生方も授業が行えるような、そういったことを考えていただきたいなというふうに要望してこの(二)は終わります。以上で議案第28号の補正予算に関する質問を終わります。

○矢澤 それでは、かしわ新生児特別給付金について、先ほどの質問で引っ越してきた人に対しては4月28日以降生まれた方だったら給付するとありましたけども、4月28日以降生まれた方で、例えば9月いっぱい引っ越してしまうと、柏から出てしまうという人には給付についてはどのように考えていますか。

○子育て支援課長 こちらの事業につきましては、市民を対象とする事業でございますので、既に転出してしまった方は対象外と考えております。以上です。

○矢澤 じゃ、これどこまでいたらとか、その辺の例えば9月いっぱいとか10月いっぱいとか、そこまでとかいうこの期限、それはどこで区切るかというのはあるんでしょうか。

○子育て支援課長 期間につきましては、厳格に実施する場合には申請後に給付決定する際に市民であることが条件だとは思われるのですが、手続が集中する中で書類の不備等によって給付までに時間を取ってしまう個々の事情によるケースが様々考えられますので、少なくとも申請する時点で柏に居住している方を対象にしたいと考えております。期日なんですけど、これから生まれてくる方とか様々いますので、一律で何日ですとは申し上げられないのですが、出生をして、出生で住民登録してから1か月程度で通知と申請書を送付しますので、そのタイミングで柏に住んでいる方を考えております。こちらのほうが具体的に今の時点で考えておりますのが、4月から9月までの出生児に対しましては10月末を1つのタイミングと考えておまして、それ以降につきましては出生の登録の翌月中には通知書を送りたいと考えております。そうしますと、産後一、二か月で引っ越しされる方は少ないと思われるので、こちら辺が適当なラインかなと思って判断しております。以上です。

○矢澤 それで、生まれて登録して申請書が来て、それが来た時点で送り返すときに柏にいるということであれば、その後どうなるか分かんないんですけども、一応申請対象になるという形よろしいでしょうか。

○子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○矢澤 分かりました。それでは、遠隔学習、家庭学習機能の強化、先ほどから出ていますけども、本当にこの大きな金額、半分の占める金額のものでありますから、本当にこれ慎重にやっていく必要があると思います。幾つかもう質問出たから、1点伺います。全児童生徒分のタブレット購入ということで、必要に応じて貸出しをするというふうになっていると思います。家庭にWi-Fi環境がない家庭というのを把握できているんでしょうか。

○指導課長 家庭へのアンケート調査等で、世帯数等については調査済みでございます。

○矢澤 今段階でどれほどになりますか。

○指導課長 柏市の中でWi-Fi環境が全くない家庭、もしくは回線の容量制限等があって使い勝手が悪いといった家庭含めまして、およそ2,000世帯程度を調査済みでございます。

○矢澤 この必要なときには貸出すとかいうことになってはいますが、その貸出しというのはどのような形で行われるのでしょうか。

○指導課長 貸出しにつきましては、1つは臨時休校等が想定されると思うんですけども、臨時休校等になった場合につきましては、希望する家庭につきましてWi-Fiのルーター及び端末がない方につきましては端末の貸出しということで想定しております。

○矢澤 これ休校なんてなってしまうたら、それこそたくさんの需要が出てくるんじゃないかと思うんですけども、それを今は2,000世帯ぐらいだというふうなことですけども、そういうところにきちんとこれ貸出しすることができるのかちょっと気になるんですが、その辺どうでしょう。

○指導課長 前回の臨時休校の際にもWi-Fiルーターの貸出しを行ってございまして、そのとき各業者等との説明を受けまして、2,000台程度のルーターの台数であれば準備は可能だということで伺っております。以上でございます。

○矢澤 分かりました。

次、学校教育活動再開支援のことで、今も出ましたけれども、これ新型コロナウイルス感染症対策の徹底や児童生徒学習保障ということで、前回も出て増額になっていると思うんですけども、この間各学校で具体的にどのような使い方がされてきたのかお示してください。

○学校財務室長 感染症対策といたしましては、消毒用関係や非接触型体温計、また飛沫防止透明パネルなど、そういったものに使われております。学習保障といたしましては、児童生徒が個人で使うような小さなホワイトボードでありますとか、また音楽の授業で、鍵盤ハーモニカではなくミニキーボードなどを用意してこの予算を使用しているのを聞いております。以上です。

○矢澤 分かりました。これたしか使用目的が何か限定されているというふうに思いますけれども、学校現場でやっぱりいまだにどこまで緩和されているか分かりませんが、消毒とか清掃とか、そういうことに対する負担が多いというふうに聞いているんですが、この消毒とか清掃のために人件費、人を頼むとかいうふうなことでは使えないのでしょうか。

○学校財務室長 人件費などの、あとは消毒の委託などは対象外となっております。以上です。

○矢澤 学校教育活動再開支援ということなんで、学校現場が利用しやすいように、限定はあまりしないで使えるように、そういう対応をしていただければと思います。

次、修学旅行及び林間学校の中止に伴う費用の支援の問題ですが、これ業者さんに支払うということで、仕方ないもんだと思うんですけども、これと関わって中止

になった修学旅行、林間学校、なくなっちゃったんですけども、やっぱり子供たちにとってみれば非常に残念なことだと思うんですが、学校ではこの中止になった後、これに対する取組、それに代わるものというような取組で、どのような取組が行われていますか。

○指導課長 修学旅行、林間学校の代替行事につきましては、多くの学校で現在計画しているところです。密を避けるためにバスの台数を増やしたり、引率職員を増やして指導体制を強化したりといったようなことで実施を検討しております。主なものを幾つか挙げさせていただきますと、例えば日光、あるいは鎌倉、川越など近県への日帰りの旅行、あるいは手賀の丘少年自然の家、清水公園、成田ゆめ牧場やマザー牧場といったようなところでの自然体験教室、こういったもの、もしくは校内でのデイキャンプ等を計画している学校もございます。主なところは以上になります。

○矢澤 分かりました。ぜひ子供たちが本当にかっかりしたまま終わらないようないろんな工夫をしていただければと思います。

次、継続費の変更について伺います。柏の葉小学校校舎建築の事業ですけども、減額されています。もう一つにこどもルームの増額もあるんですけども、この辺の関係についてお示してください。

○学校施設課長 今回は、柏の葉地区の児童の増加に対応するために柏の葉小学校増築ということで計画しているんですけども、今回は施設の複合ということで、小学校とこどもルームを合築することで設計を進めております。その設計を進める中で当初想定していた床面積の配分が学校分が減って、こどもルーム分がちょっと増えたということで予算の組替えが必要になりました。最終的な総事業費は変わりませんので、今の計画で進めていきたいと考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。繰越明許費の設定の問題で伺います。芸術文化振興事業が繰越明許になっているんですけども、この内容をお示してください。

○文化課長 こちらのほうは、今年度の7月に開催を予定しておりました柏の増尾にアトリエを構えた高島野十郎の生誕130周年記念展、こちらを来年度に実施することとしたいというものです。以上です。

○矢澤 文化事業、非常に大切だと思うんですけども、今の学校との関係で見ますと、中学校では3年間のうち1回オーケストラ、生で聴けるというのがあったと思います。コロナの中でやられてこなかったんですけども、これは繰越しにはなっていないんですけども、これはどうなりますでしょうか。

○文化課長 こちらのほうは、3年間に1度聴けるということで、今21校ある中学校のうち、今年度は7校予定しておりました。例年ですと5月に開催しておりますが、今年は5月の開催を見送っております。現状では、7校のうち4校は中止を決定しておりますが、残る3校については密を避けるような形で、この後も何とかできないかというところを今模索している状況です。今年できなかった部分につきましての来年度以降については、来年度予算の要求の中で改めて財政課のほうと協議

していく予定であります。以上です。

○矢澤 千葉交響楽団だったかな、これもうそろそろ始めている学校もあるんですよ。そういうふうなことで、また楽団のほうもこの感染症対策、マスクのこととか間を空けること、様々なことを考えてやって、もう今始まっているというふうなことを聞いていますので、ぜひ子供たちがこれ3年に中学校の中で1回生で聴けるって非常に重要な取組だと思っておりますので、ぜひそれが成功できるような形ができたらいいなと思っております。以上です。

○坂巻 1つ確認ですけれども、今質問があった柏の葉のこの面積の変更というか、あれですけれども、教室の面積減らしてこどもルームの面積を増やすということですよ。そうですね。ということは、でもこどもルーム増えるということは、またやっぱり教室も当然足らなくなっていくんじゃないですか。

○学校施設課長 教室の数自体は減らしておりません。学校がちょっと大きくなりますから、学校と協議して、先生の控室とか、そういう形で造ろうとか、そういう話はしていたんですけれども、小学校は先生は基本的に教室で過ごすことが多いので、そういった教職員の控室とか、そういったものはちょっと今回は省いて大丈夫だということで、その辺で面積のやりくりをしたということになります。以上です。

○坂巻 それでは、これ12月議会に工事案件として出るということですが、全体を変えないで、中の配置替えというか、その辺でやりくりというふうに理解していますか。

○学校施設課長 全体の面積がほとんど変わっていませんので、内部でやりくりをちょっと工夫したということになります。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第28号、当委員会所管分について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第29号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第30号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第31号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで休憩を入れたいと思います。3時半まで休憩にいたします。

午後 3時 5分休憩

○

午後 3時 28分開議

○委員長 では、始めさせていただきます。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第9号、工事の請負契約の締結について（柏市立小学校内LAN等整備工事（柏第一小他13校））、議案第10号、工事の請負契約の締結について（柏市立小学校内LAN等整備工事（柏第二小他13校））、議案第11号、工事の請負契約の締結について（柏市立小中学校内LAN等整備工事（田中北小他13校及び市立中学校））の3議案を一括して議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○山下 9号、10号、11号について、それぞれの応募状況についてお聞かせください。

○指導課長 応募状況につきましては、議案資料のほうに載せさせていただいているんですが、柏一小ほか13校につきましては14ページに載っております2者になります。それから、二小ほか13校につきましては20ページにありますが、2者ですが、入札の時点で1者辞退ということになっております。それから、田中北小ほか13校及び市立中学校につきましても2者ですが、入札の時点で1者辞退ということになっております。

○山下 辞退されたことについては、どのようなことが予想とか想定されるでしょうか。

○指導課統括リーダー 具体的に聞いておりませんが、なかなかの厳しい工期の中で、人工の確保とかですね、こういったところが難しかったのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○山下 全国で行われていることですが、柏市の制限付きの応募資格というのは、どのような制限があったのでしょうか。

○指導課統括リーダー 入札の公告の内容に示してございますけども、総合評価値につきましては、電気工事については共同企業体の代表者は800点以上及び共同企業

体の構成員は700点以上ということで、そのほかは共同企業体の結成、それから共同企業体の代表者は本店が千葉県内、または入札の権限が委任された支店等が柏市内にあること等、こういった条件が付されているということでございます。

○山下 これは、ほかの自治体と比較して同じようなものと言えるようなところでしょうか。

○指導課統括リーダー 大変申し訳ございません。その比較等は、私どものほうでは行っておりません。

○山下 ほかのこの県ではなくても、これまでの一連の中で、例えば契約内容の一部変更というのがいろいろと出てきていますけれども、そういった議論とか、議会での議論や今までの反省とかを生かしたような形で取り組まれたものだと言えるでしょうか。

○指導課統括リーダー 今御指摘の点につきましては、今考えられるでき得る限りのことは盛り込んだ設計をしていただいているところでございます。

○山下 きっと遅れることがなかなかできないようなことで、それで急なことであったり、人の確保であったりとか大変な中だと思えるんですけども、この予定どおり、そして予算どおり実行されることを要望いたして質問を終わります。以上です。

○坂巻 この議案第9号、議案第10号、議案第11号なんですけども、これは学校を3つのブロックというか、振り分けてあるんですね。工事内容というのはほとんど同じなんですか。

○指導課統括リーダー 今御指摘の内容のとおり、3工区とも同様の工事内容となっております。

○坂巻 そうしますと、この落札金額というのはばらばらですよ。大体一般的に考えると、同じような工事内容ならば大体同じようになると思うんですけども、それと1つこれは議案第9号で辞退した会社が議案第11号で取って落としていますよね。こういうのって、何かちょっと素人が見るとちょっと合点がいかないと。特に議案第11号は札というんですか、これが私の常識というか、経験範囲ではなかなか理解しがたいんですけども、この辺はいかがなんでしょうか。

○指導課統括リーダー まず初めの金額が若干ばらついているという件につきましては、工事の内容といたしましては、先ほどお答えいたしましたように同様のものがございますけども、学校ごとに備え付ける例えば充電保管庫、それから無線のためのアクセスポイント、それから電気、充電保管庫を接続するための電源の確保、こういったところが若干個数が変わってまいりますので、その辺の差異があったものというふうに考えております。

それから、後段のほうにつきましては、申し訳ございません、ちょっと私どものほうでは十分把握ができておりません。

○坂巻 一般的に考えて、この議案第11号というのは、疑問に思っただけ不思議じゃない、この第1回目の札と落札時の札が違い過ぎるというような感じは受けませんでしたか。

○指導課統括リーダー 金額的には離れてございますけども、具体的に契約課のほうにこれはどういう経緯かということを取りあえず確認をした段階では、その契約課のほうでも具体的な内容については把握していないということでお伺いしているところでございます。

○坂巻 見積りというのは、当然仕様要件があって、そこでお金を積算していくわけだよね、私の経験で言えば。そうしたら、こんなにならないんですよ。現実的に私も、今はやっていませんけども、自分でやった頃はこんなことあり得ない。それは、1割や2割は、どうしても仕事取りたければ下げる場合があるかもしれませんが、あまりにも極端過ぎる。それと、1回辞退しておいて、また次に入って取るというのも何か釈然としないなど。そういうことをやはり、いいことやるにもやはり何か問題があるんじゃないかというような形にならないような方策というものもやはり今後考えてもらいたいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○指導課統括リーダー 今の御意見を踏まえながら、今後同様のものがある場合につきましては、十分今回も契約課のほうと事前のいろいろな協議をさせていただいておりますけども、今後さらに十分な協議を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○鈴木 坂巻委員がおっしゃっていたように、どう見ても腑に落ちないというか、腑に落ちないというんですかね、やっぱり。の入札なのが、3件ともそう考えられるんですね。結局3個とも、3件の案件とも一者入札に近い、限りなく近い、1件目は2者あったけど、1回目やった後は辞退。2つ目、3つ目は最初から辞退。でも1者しかいない。そういう状況がつくられて、3回目で落札するという、そういう事態で、これだと競争性が全くないというふうに言わざるを得ないんですよ。執行部は、電子入札で何者があるか分からないという対応の中で、競争性はあるんだというふうにはおっしゃりますが、本当にそうなのか。そうは思えないという事態かなと思っております。先ほど議案第11号の中では、坂巻委員がおっしゃっていたように、最初の4億1,800万、これは予定価格が2億8,840万円に対して144.9%、1.5倍ぐらいの価格でまず1回目入れて、そこから4,200万下げて3億7,600万、130.37%、そこから3回目が9,100万引いて2億8,500万、このときの落札率が98.8%。限りなく100%に近い。何か3回目でわざとぎりぎり落としたのかなみたいなのが本当に見てとれるんですよ。このマイナス9,100万、そしてこの金額、これ例えばマイナス9,000万円引いたんだと、2億9,500万円ですから、3回目も不調に終わるといふ事態だったと思うんです。何らかしらの何か金額が漏れているんじゃないかというのが本当に心配になる入札だというふうに言えます。ただ、証拠は何にもないので、何とも言えないんですが、議案第11号、それから議案第10号もそうですよね。議案第10号も落札率を計算しますと98.799%ですかね。議案第9号は95.462%。限りなく100に近い、そういった数字で、落札、予定価格が漏れていないんでしょうかという質問させていただきました。設計会社は、全然違う会社に発注をしていて、そこが設計をして、ある程度見積りを出して柏市に報告すると。その予定金額を元

にして、柏市がまた執行、柏市がある程度また変更したりとかしているから、予定価格が漏れることはないんだというふうにおっしゃいますが、結果を見ると、なかなかそうは見えない。そういう事態であります。もう終わってしまった入札ですから、これ取り消せだとか、もう一回やれだとかいうことは難しいとは思いますが、次のさっき言ったパソコン、タブレットの導入、これはこの金額じゃないんですよ。二十何億円というこれの10倍ぐらいの金額になるわけですから、その入札は本当に徹底して、競争性が出るような形にぜひしてもらいたいというふうに思います。これ以上質問しても出ないですよ。

○委員長 要望ですか。

○鈴木 要望です。1点だけ質問があるんですが、充電保管庫、これタブレットを入れておくための充電保管庫はこっち側の予算で取っていると思うんですが、でしたよね。そうでしょうか。

○指導課統括リーダー 今御質問ございました充電保管庫につきましては、この工事の中に含まれているものでございます。

○鈴木 1教室、1クラス40名以内だとは思いますが、ということは40台のタブレットパソコンが保管できる、保管してなおかつ充電できる、電源が40台分一遍に充電できるような電源を持った保管庫が準備されていると思いますが、比較的大きくなるんじゃないかと思いますが、これは教室に置くんですか、それとも廊下に置くんですか。

○指導課統括リーダー この充電保管庫につきましては、各教室内に置いていく予定でございます。また、委員さん御存じのように各教室狭い教室もございます。こういったこともございますもんですから、今想定しておりますのが、ランドセルを置く棚が黒板の後ろ側に、各教室ございます。この上に設置できるような保管庫を想定してございます。当然これ工事でございますので、置いておくだけではなくて、ちゃんと固着、固定をるところまでが工事の範囲ということでございます。以上です。

○鈴木 何か後ろのランドセルの棚の上というのと、後ろの壁は半分は黒板、半分は掲示版、子供たちのいろんな発表の場だったり、スケジュールだったり、修学旅行の報告のやつを貼っておいたりとか、いろんなことで使っているところだと思いますが、なるだけ子供たちの教育に差し支えないような形で、邪魔にならなくて、子供たちが遊んでもけがをしないような何か装置でぜひ考えてもらいたいと思います。最悪、だから廊下も人が通って危ないですから、なかなか大変だと思いますが、ぜひともその辺注意して、知恵を絞っていただければなと思います。大変腑に落ちない議案第9号、議案第10号、議案第11号の入札案件ですが、質問を終わります。

○矢澤 それではお願いします。重複するところは避けますので。この今回の工事請負の締結の問題、ネットワーク環境及び電源環境等のインフラ整備となっておりますけども、今の状態が具体的にどう変わるのかということをお簡単に説明してください。

○指導課統括リーダー 一言で言えば、今各教室に当然無線LANの設備がございません。無線LANの設備をつける。それから、各教室に最大で40台のパソコンが常設されるわけですから、この今LANケーブルがございすけども、LANケーブルの容量を上げて40台の使用にも耐えられるようにすると。それから、先ほどもございましたように各教室に充電保管庫を設置して電源工事を行う、こういったところが主な内容ということになろうかと思えます。

○矢澤 この配線の元は、学校のコンピューター室になるんでしょうか。

○指導課統括リーダー 今御指摘のとおり学校から現在教育委員会のほうに1回東ねて、それからまた外部に出ていくというような経路を取っておりますけども、学校から出ていく際の出口は、おおむね各学校のパソコン教室ということになっております。

○矢澤 分かりました。じゃ、パソコン教室から全ての教室へというふうな形で行くんで、それぞれ末端まで行ったら弱くなっちゃうというようなことにならないように、所々で工夫があると思うんですけども、それがハブになるんでしょうか。

○指導課統括リーダー 御指摘のとおり、この幹線部分のLANのケーブルにつきましては太いものにしまして、途中で減退しないような形にしていましてけれども、全てが1本で減退しないわけではございませんので、今御指摘のございました適宜ハブをかませながら、減退を防ぎながら進めていくということでございます。

○矢澤 この無線LANでこうやっていくと、この間の議会質問でもちょっと出したんですけども、Wi-Fi環境を整えるというふうになると、この中で電磁波の問題というのがやはり出てくると思うんですけども、これからどんどん、どんどんこれが大容量とかいうふうな形になっていくと、当然そのことが問題になってくるんじゃないかなと思うんです。例えばスイス、イタリアでは学校や病院のこの規制というのは日本よりも100倍以上のものになっているとか、フランスでは保育園でもWi-Fi駄目だよというふうになっちゃっているとか、小学校でも設置された無線アクセスポイントの電源は、授業が使い終わったらもう切るというふうな、そういうふうなところまで対策を立てている。もっと厳しい国もあるみたいですけども、今日本の規制というのはそんなに強くないんですが、これは今後電磁波と子供の健康への問題というのは今後の課題になってくると思うんです。そういう中で、教育委員会でもこの問題を今すぐこういう結論だというふうなことは出ないと思うんですけども、子供の健康の問題として検討していくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○指導課長 おっしゃるとおり無線設備につきましては、この電波の人体の吸収の許容量、これは電波防護指針によって決められております。GIGAスクールについては、当然Wi-Fiのアクセスポイントを設置しますので、そこから電波が出るわけですけども、その出力量につきましてはこの指針の適用外となる程度の大変微弱なものを今予定をしておりますので、現時点で人体に与える影響は少ないものというふうに理解しています。ただ、電波による健康リスクにつきましては、おっし

やるとおり究明すべき問題がまだ残されているというふうに言われているのも事実でありますので、今後もその検討が必要であるというふうに私たちも考えておりますので、関連の情報等を注視しながら、ICT環境の整備については進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○矢澤 ぜひ検討課題として、これからどんどん、どんどん、もっとはっきり言って充実していくんじゃないかと思うんですよ。ですから、子供の体の問題と併せてそれを検討していただきたいと思います。

それから、充電保管庫の問題出ました。私も心配になったんですけども、後の子供のロッカーの上に置くというふうな形になるけども、あそこのスペースも案外現実には活用しているところがあるんですよ。だから、それがなくなっちゃうということは、また学校の中では厳しい側面が出てきたり、だから、この三十何人いるような教室だと、それはまた困難が出てくるんで、その辺がちょっと正直に言って心配しています。ところで、この保管庫というのは、今子供たちが触って、しまっておくというふうな形になると思うんですけども、これは今の状況の中で保管しておいたら、それが充電はその中であるということを知ったんですけども、殺菌までするとかいうふうなことにはならないんでしょうね。

○指導課長 現状想定している保管庫につきましては、その殺菌作用があるような保管庫の想定はしてございません。端末につきましては、みんなで使い回すというか、共有をするものではなく、1人1台で占有をして活用を進めていくことを想定しておりますので、手洗いであるとか消毒であるとか、そういった部分での対応を現在は考えているところでございます。

○矢澤 この1人1台の端末というのは、個人が使う場合は例えば1年から6年まではずっと同じものを、途中で変わるということがあるのかもしれないんですけども、購入しちゃうということを知ったんで、そうすればこれは基本的には1年生のときからずっと持ち上がりというか、自分のものだということで6年間使うということによろしいんでしょうか。

○指導課長 低学年、中学年、高学年で同じ物を使うという想定であればそういうことになるかと思いますが、基本的には持ち上がり、同じものを持ち上がって使って使うというふうに想定をしております。

○矢澤 あと、保管庫を固定、つけるというんですけども、ちょっとさっき言ったように大きさがどれくらいかちょっと分かんないんですけども、つけて安全性大丈夫かと。だって、高さの問題とか、何か幅もあるんじゃないかと思うんですけども、教室の中に置いて、後ろのロッカーの幅もそれほど広いわけじゃないんですよ。そこに付けたときに、子供がその中で生活する上で、安全はきちんと確保されるのかということが心配なんですけど、どうでしょう。

○指導課統括リーダー 委員御指摘のように安全につきましては、最重点項目と考えております。一番懸念されますのが、棚の幅を出てしまつてはみ出てしまう、そうすると学年が小さいとその角にぶつけて、けがをするおそれがございます。した

がいまして、その棚の幅の中に納まる保管庫を今のところ想定させていただいておりますので、安全には十分配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○矢澤 安全第一なんで、少なくともあそこの後ろのロッカーといいますか、そこから飛び出るようなものにならないようお願いしたいと思います。

それから、次に今回この3つのグループに分かれているんですけども、このグループ分けのこの根拠というのは何なんですか。

○指導課統括リーダー かねてよりこの学校のICTの整備をさせていただいております、御承知のように柏市内小中合わせまして63校ございます。この63校を一度にICTの機器の整備をいたしますと、整備に対するいろいろな問題がございますので、4つのグループに分けさせていただいております。今般のそのICT機器の更新につきましては、平成29年から行ってきております、今年でリプレースのサイクルが一巡するわけでございますけども、今申し上げましたリプレースの区分、4つに分けた区分を基準に、この今回の工区につきましてもそれを基準として区分をしたということでございます。

○矢澤 4つの区分だったのが今回3つですけども、これはどうなんですか。

○指導課統括リーダー 設計の段階では、今申し上げました4つの区分で行いました。設計が上がってきまして、私どものほうで積算をいたしましたところ、2つの区分につきましては想定金額より下回るような結果となりました。1工区、2工区につきましては大体想定範疇でございましたけども、3工区につきましては特に中学校が全て入っております、ここはリプレースの中で併せてLANの再整備もほぼほぼできていたものですから、想定より低廉な積算となりました。したがって、その1工区、2工区ともしっかりこの議案といたしまして議会において審査をしていただく手順を踏んでいこうと考えておりました。ただ、2工区につきましては議案にかける金額を割り込んでしまって、同じ工事を片や議会で御審議をいただく手続、残りの2工区について議案の手続を経ない手続を踏んだものというのは著しく均衡を欠くということで3、4項区につきまして合体をして3工区として今回御審議に付しているということでございます。

○矢澤 分かりました。先ほど他の委員からも指摘があったことも含め、課題をしっかり見つめて取り組んでいていただきたいと思います。以上です。

○鈴木 すみません。1点漏れておりました。この予算案は、たしか2月の補正予算で、15億円ぐらいで計上していたものが、ここで総額7億7,000万ぐらいで工事として上がって、入札案件として上がってきておりますが、これ15億が8億弱になった理由なのか、ほかにまだ別のものがあったのか、ちょっとその辺をお示しく下さい。

○指導課統括リーダー 15億の内訳には、今回のこの工事請負費と、それから設計、それから管理、こういった委託料も含んだものが15億でございます。それで、ただ工事費につきましても2月の補正で予算をいただいた段階では、概算の計算でござ

いました。したがって、今回設計を組んでしっかり現地調査を踏まえて精査をされたところで、しっかりと金額が出てきたということで御理解いただければと思います。

○鈴木 ということは、その工事の費用に関しては、2月の補正予算のときよりも減っているということによろしいのでしょうか。

○指導課統括リーダー そのとおりでございます。

○鈴木 幾らの予算で、幾らまで減ったんですか。

○指導課統括リーダー 予算では、10億8,700万円程度を予定しておりました。今回3件を合わせまして7億9,400万余ということでございます。

○鈴木 約3億円予算が残っているという形によろしいのでしょうか。

○指導課統括リーダー そのとおりでございます。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第5号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について(柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事(建築工事))、議案第6号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について(柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事(機械設備工事))、議案第7号、「工事の請

負契約の締結について」の一部変更について（柏市立土小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事））の3議案を一括して議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○阿比留 議案第5号について伺います。議案説明資料では、当初発注時に予見できなかった事態の発生によるためとして2つの項目が挙げられています。アスベストと既存の図面と異なった場所があるというふうに書いてありますが、そのほかに変更となったものはありますか。

○中央公民館長 今回の議案資料では、変更の理由として、主な変更内容として2点を挙げさせていただいているのは委員御指摘のとおりでございます。それ以外にも大小細かい部分でかなり変更内容ございまして、今回2点上げさせていただいたものは、金額は大きなものということで、柏市適正化会議で審議したときの資料に合わせて2点にさせていただいております。そのほかで大きなものとしては、例えば議案第5号の建築工事における主な変更内容といたしましては、案内表示の掲示板、案内版があるんですが、そこに点字機能だけを当初、持たせた案内版を予定していたのですが、触図機能といたしまして、建物の外枠といたしますか、建物の形状等を表す触図機能というものを障害をお持ちの方にも安心安全に御利用いただけるように、その機能も持たせるということも変更の一つ、主な変更内容としてはここに挙げてはいないですが、そういうものがございます。以上です。

○阿比留 今資料に合わせてとおっしゃいましたが、その資料というのをもうちょっと詳しく説明してください。

○中央公民館長 資料というのが、公共工事適正化会議、今回の工事議案の変更につきましましては、公共工事適正化会議という審議を経て今回の上程という経緯をたどっております。この公共工事適正化工事というのは、市の発注する公共工事の契約内容の透明化と適正な施工を図るため設置されているもので、副市長を委員長として、総務部長、財政部長、都市部長、土木部長及び当該工事の主管部長、生涯学習部長で構成されて、今回の契約変更について適正かどうかというものを審査、審議する会議体となっております。そのときに主な理由として、具体的金額的には500万円以上というところで、大きな金額の変更を伴う内容に絞って、全ての項目を全て、変更内容全て審議するものではなくて、主なものを中心に審議をするということで、このような2点の変更内容を記した資料を基に審議を行ったところですよ。以上です。

○阿比留 その執行部といたしますか、役所の中で決めた会議のを根拠にして議案に出されても、我々と全く関係のない話ですので、その会議はその執行部の中でどういうふうな考え方で変えるかという考え方は分かりますが、その会議に出した資料が500万円以下だったからといって、議会に出すのが500万円以下と決めることは極めて遺憾と思いますけど、その点についてはどう考えますか。

○中央公民館長 確かにおっしゃるとおり、1度議会の承認を得た工事に伴う変更事項ですので、全ての変更内容をお示しして御説明するべきだという御意見はごもっともかと考えておりますが、その中でかなり2年間かけて、平成28年から設計、

そして現在、今年度に竣工するという大規模な、そして長期にわたる工事の内容で、変更点もかなり出ているのが事実でございます。その中には契約額の増化を伴うもの、減少を伴うものというものでかなり多岐にわたっており、それを全て示すことが、ちょっと議案説明資料の範囲の中で全て出すというのは、ちょっと資料としても膨大になってしまいますし、主な部分を載せさせていただいて、今回は特に増加の変更契約になりますので、増加の幅の大きい部分を主な変更内容として示させていただいた次第でございます。以上です。

○阿比留 確かにお金が大きいというのも重要ですが、方針が変わったというのは極めて大きなことでありまして、先ほど例に取られました案内板の件につきましてはどういう状況の変化で、当初入れられなかった状況と、その後入れた状況の方針が変わったわけですから、方針の変化なわけですね。議案説明資料には予見できなかったことを対象にしたと書いてあるので、その予見できなかったことにそれは含まれるんですか。

○次長兼障害福祉課長 今御質問にございました触図を追加した経緯について御説明させていただきます。

今回の教育福祉会館の耐震改修工事におきましては、障害者がより安心安全に利用できるように、福祉部門としてはバリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例に基づきまして、点字ブロックの増設や音声案内の導入等に入れてほしいということで取り組んできた経緯がございます。その中で、今回の触図についてでございますが、当初の計画段階においては設置を予定しておりませんでした。このことについては、担当者が見落としした部分であり、申し訳ございません。計画段階の予測が甘かったと言わざるを得ないと反省しているところでございます。しかしながら、教育福祉会館をよりいいものにしようということで、昨年度外部視察、文京区総合福祉センター等を視察したときに、実際によりよいものということを実感した部分とその効果等について、実際その視察先に関係者とかにちょっと確認したんですけど、より安全で利用しやすくなったと視覚障害者団体等から高評価を得ているという、そういった意見もいただきましたので、再度内部のほうで検討させていただきまして、その後視覚障害者団体とかにも確認させて、そういった経過を踏まえまして、視覚障害者とか、なかなかそういうところに出かけるのがあまり少ない人たちも、新たに生まれ変わる教育福祉会館ではより安全に利用しやすくなって、案内図を触図にすることでより参加しやすくなるんじゃないかということで、そういった認識に至ったため、今回触図機能のほうの追加をお願いし、間に合うということだったんで、変更契約の中に入れさせていただいたものでございます。いずれにしましても、今後は事前の計画をより多角的に精査することで、このようなことが起こらないように取り組んでまいりたいと思っております。私からは以上です。

○阿比留 いいものをつくることに反対するつもりは全くありません。ですが、方針を変更したのに、なぜ議案の説明しないのかということが問題であって、一旦議決した内容ですので、じゃ500万以下のやつは方針を変更しても説明しないのかとい

うことになってしまいますので、そこを私は問題視しているわけで、先ほどの答弁ですと、庁舎内の審議会で500万円以下のものしか対象にしなかったのが、議案の説明にはしていません。じゃ、その案内板どうやってつけたんですかって言ったら、今説明があったように、その途中でいろいろ検討した結果こうなりました。じゃ、いつのタイミングでそれは変更はやめるんですか。じゃ、議会で議決したことに対しての変更事項があったにもかかわらず、そういう方針変更については説明をしないんですか。そういうところが非常に疑問に思っていて、いいものをつくりたいので、ぜひここはこうしたいと説明されれば、それはそれで納得できるわけですから、そのお金の額で決めるだとか、庁舎内の規則でこうやりましたからそれを適用しましたということは、ぜひともやめていただきたい。以上です。

○委員長 要望ですね。

○阿比留 はい。

○矢澤 それでは、今の中央公民館の件なんですけれども、第6号議案のところに、変更の理由として予見できなかったとは書いてあるんですが、機器の一部についてとあります。撤去作業中に不具合が確認された。これ機器の一部とは何ですか。

○営繕管理室長 機器の一部というのは、空調の機器のことです。以上です。

○矢澤 それは、撤去作業中に不具合が確認されたというふうなことなんですけども、不具合の内容というのはどんなものですか。

○営繕管理室長 中央公民館の空調は、センサーを用いて室内の温度、湿度を要は快適にするようなセンサーがついております。そのセンサーと、あと配線について測定を行った結果、正常に作動していないということが判明したので、そのセンサーを含めてその制御盤まで改修しようということで追加に、各フロアの制御盤を含めて改修することといたしました。以上です。

○矢澤 これは、撤去作業に問題があったとかいうふうなことではないんでしょうか。

○営繕管理室長 撤去作業する前に機器を養生するんですけども、その際に配線とかがやはりもう30年以上たっていますので、その配線を保護しているビニールとか、そういうものもちょっと想像以上に傷んでいた、そういうことで中で絶縁とかの可能性もあって、要は動かしたり、配線をちょっと動かした段階でその不具合になったのか、それとも通常に制御がされていたかということは、ちょっと不明なところなんですけども、基本的にはその撤去作業で、大きな撤去作業の中で不具合が出たということではございません。以上です。

○矢澤 30年以上というふうな話があったんですけども、そうすると今回の大規模改修の中で、当然そういうふうなことの変更とか交換とか含めた何か検討も当然あってもよかったんじゃないかなと。いや、使えるものを使うということは、それはいいことなんですけども、やっぱりよくその辺調べて、これを契機にというふうなものがあつたら、必要であればそれは交換するとか、最初からやることはそれも必要だと思うんですよね。その辺も含めて、先ほどの阿比留委員の指摘もそうなんですけど

も、この途中でいろんなもの、これはどうしても必要だって本当に仕方がないというか、本当に起こる問題というのはあると思うから、それはいいんですけども、やはりもうちょっとしっかりと調べて、それで計画を立てるとかいうふうなことをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。そして、これちょっと工事スタートしたときはコロナの問題というのとはなかったんですけども、今回の耐震工事の中で改修が行われる中で、この感染症に対する有効性というか、そういうようなことというのは今回の改修の中では予定してそうやったことはないと思うんですけども、現実的に実際にはあるんでしょうか。

○中央公民館長 コロナ対応の対策に係る工事内容があるかという御質問ですけども、残念ながら特に、先ほど申しましたように平成28年度設計からということで、その当時の設計思想から、また工事に入るまで、特にコロナ感染症予防に関する内容というものは特にごさいません。ただし、もう公共施設として利用者の方々が安心安全に御利用いただけるよう、他の公共施設をはじめ、民間の人が集まるような施設も同様ですが、感染症予防として手指用の消毒液の設置ですとか、利用後の、使用後の消毒、マスク着用等の利用上のお願いを十分徹底していくことで感染防止への対応を考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。先ほども言いましたけども、変更点ね、必要な変更点がありながらもしっかりと、この以前からの計画というのをしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、議案第5号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第6号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第7号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

---

○委員長 次に、議案第4区分、議案第2号、柏市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○山下 この改正の趣旨については理解するものですが、この機会にちょっとお尋ねしたいんですが、公民館の使用料というのはどのような考えで徴収されているのでしょうか。

○中央公民館長 中央公民館の施設使用料につきましては、ちょっと過去の経緯から申し上げますと、当初は公民館が昭和56年から公民館が開館いたしまして、当時から平成22年9月30日までは無料ということで、施設使用料はかからずにおりました。そして、次に平成17年3月28日からになるんですが、こちらは17年3月22日の旧沼南町との合併に伴い、旧沼南公民館が有料であったということもあって、柏市中央公民館につきましても有料ということになりました。すみません。先ほど申し上げた昭和56年4月25日から平成22年まで無料だというのはちょっと訂正させていただいて、平成17年の3月末まで無料でおりました。そして、沼南町との合併に伴い、柏市中央公民館を有料化した経緯がございます。そのときから中央公民館の施設使用料につきましては、条例に基づきまして使用料を設定させていただきましたけれども、その際の考え方としましては、旧沼南公民館の施設使用料を参考に、その部屋の面積、そして使用時間というその2つの観点から使用料を算出しまして、50円単位で調整した金額を当初の施設使用料として設定した経緯がございます。その後平成22年10月1日には使用区分、部屋の名称なんですが、それを変更、追加した関係でやはり条例改正をしまして、施設使用料を変更させていただきました。このときもやはり面積に合わせて算出しております。そして、その後平成26年4月1日には消費税率の改定に伴いまして、消費税率分の施設使用料の改定を行い、今回はやはり同様に昨年10月1日からの消費税率改定に伴う消費税率分の施設使用料の改定、そして今回工事によってリニューアルする新しい部屋割り等に伴う施設使用料の設定という2点で、今回条例の改正につきまして上程させていただいております。施設使用料の考え方としましては、基本的にはその使用される部屋の使用区分の面積に伴って設定している、その考え方については有料化してから一貫しております。以上です。

○山下 面積に合わせて設定されていると、その話になってくると分かるんですが、そもそも公民館を有料化するという考えについて、例えば沼南の公民館のときもそのときに無料に合わせるということもできたはずですが、なぜこの有料のほうに合わせたかと、その考えをお示してください。

○生涯学習部長 公民館、社会教育施設でございますから、その料金の設定の仕方

に関しては、いろいろ御意見があるところだと思っておりますけども、そもそも今の公民館の使われ方自体は、公民館以外にも教育で利用される施設がたくさんある。また、その使われ方も、公益的な使われ方から、例えば趣味のサークルとか多様にわたっているというところがあるのかなと思っております。したがって、公共施設の場合ですと、それを多くの方に公平に持続的に使っていただく、利用していただくという側面が当然必要になりますから、そのために必要最低限の使用料の設定をさせていただいて御負担をいただいていると、そういう認識でいるところです。以上です。

○山下 開館された昭和56年当時と今と求められている役割というのは変わってきているとは思いますが。例えば今公民館は、市民の人に安く場所を提供すると、貸してあげる場所をつくっていくというところも大切だと思う一方で、お金を払うことで、一握りの人だけじゃなく、公平にすればするならば、その料金の設定だけでない工夫というのは何か検討をされているのでしょうか。

○生涯学習部長 今回そのリニューアルされる教育福祉会館、中央公民館も入っている施設でございますけども、今後の運営の在り方について、現在幅広く検討させていただいております。その中で当然利用者、利用団体の方々も入っていますし、公募の市民の方なども入れて入っていただきながら様々な議論を重ねております。その中で、今委員御指摘のようなことについても、どういうふうにやっていくことが今後の公民館運営、また教育福祉会運営にあって望ましいのかということゼロベースでしっかりと考えていけたらいいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○山下 この使用料というのは、民間の施設と違って使用料で運営しているものではないというのは分かっていますし、安く設定しているとは思いますが。それがお金を取ってということだけじゃない工夫というのがあると思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いします。以上です。

○鈴木 使用料の件で、消費税増税分を上乗せして使用料金を決めたというふうに書いてありますが、この消費税分なんですけど、これ本来考えると、借受消費税というか、使用者から税金、消費税を受け取って後で納めるというのが基本的には消費税の考え方だと思いますが、柏市はこの上乗せした分を実際に消費税として納めているのでしょうか。

○中央公民館長 こちらの使用料、手数料の関係で消費税の考え方というのは、全庁的な考えであるかと私も認識しておりますが、一般の事業所と、事業者と違って、市の場合は基本的に消費税率を借受けして、後で納付するというのではなくて、そういう対象の事業者ではないということで、ではその分、じゃなぜ消費税を取るかというと、その施設を運用する、またサービスを提供する上でかかる経費についてはもちろん市が支出、経費を負担する上で消費税がかかってくると。その分を使用料、手数料に転嫁させるということは、それをさせるということが柏市、ほかの自治体も含めて、自治体において運用されている方法だと認識しております。以上

です。

○鈴木 分かったような分かんないような回答なんですけど、要は消費税は納めていないですよ、自治体は。なんで、そうしたら消費税分を上乗せで上げるという発想ではなくて、平米当たりの使用料は柏市ではこういう形で決めてあるから、それに基づいて算出した結果がこうなりますというんだったらまだ分かるんですよ。多分消費税が上がったときに、ほかの使用料も上げたと思うんですよ。それに基づいたところで上げたということだと思ってるんですけど、ですから消費税分が上がったんじゃないなくて、もともと計算する面積当たりの単価をこういうふうに変更をしましてというんだったらまだ分かるんですけど、これじゃ何か消費税上がった分だけ上げましたって、何かうそのような説明だと思ってるんですけど、そう思いませんか。

○中央公民館長 消費税分だけ上げる、そして面積当たりで、かかった経費に対して受益者負担という考え方がありますが、その応分を御負担いただく、消費税は抜くべきではないかと御意見もあるのは私のほうも認識しております。しかし、この使用料、手数料というのは、1部所1施設の問題ではなく、全庁的にそれは全国的な他市町村の動向も見て決定しております、消費税をこの受益者負担、使用料、手数料に加味しないという考え方を取っている自治体というのは、ちょっと私の知る限りありませんし、昨年10月の消費税率の改定に伴って、中央公民館はたまたま工事中であったということで、そのときの条例改正は行っていませんが、そのほかの柏市の公共施設、使用料、手数料の関係につきましては、全てそれに伴って改定をしているという現状を踏まえて、今回消費税率分の使用料改正の議案を上程させていただいたところでございます。以上です。

○鈴木 では、この値上げをしなかった場合の金額と値上げをした場合の金額で年間どれぐらい違うんでしょうか。

○中央公民館長 申し訳ないです。その辺りちょっと細かい数字を手元になくて申し訳ないんですけど、先ほど申しましたように、柏市におきましては使用料、手数料につきましては適正な受益者負担、利用される市民の方に適正な負担をお願いするという基準がございまして、中央公民館につきましてはその公共性、公益性の観点から、かかる経費の25%が受益者負担率、適正な受益者負担率という規定がございまして、ただ、実際の工事前、平成30年ベースで申し上げても、中央公民館につきましてはその25%に達していない。それは消費税率、消費税分を除いたとしても達していないという現状がございまして、その辺りは、表現としては適切かどうか分からないんですけど、その基準に照らし合わせれば、今市民の方に利用に伴っていただいている使用料というのは、まだ基準に達していない現状にございます。以上です。

○鈴木 総額で幾ら違うのか、今度お示してください。以上で、要望です。

○矢澤 今の中央公民館の消費税分の値上げのことなんですけれども、今お話あったように消費税分は納めていないというふうなことで、今昨年の消費税増税あって、またコロナ禍の中で市民生活結構大変なんです。日本経済も随分落ち込んでいる

し、そういう中で厳しい状況にあるときなんです。だから、絶対これだけの部分を消費税取ったら、そのまま国に上げなくちゃいけないとか、どこかに上げなくちゃいけないというんだったらともかく、そうじゃないこの消費税分の問題については、これは市の努力でこれは抑えることはできるわけです。だから、これが消費税上がったから、自動的にその分上げますよというふうな、これは納得することはできない。もうちょっと今の状況を考えれば、市民の生活状況を考えれば、これは止めておくというふうな選択だってできたと思うんですね。これはちょっと、この議案については賛成することができません。それに併せて、先ほどからこの消費税の使用料の問題が出ていました。今回は、このコロナの感染症防止のために今近隣センター含めて半額というふうな、ほぼ半額の取扱いでやっています。今回の議案説明資料の中にも、今回は料金の減免は検討中だというふうにあるんですけども、市民からはぜひやっぱり同じように減額してほしいというふうなのがあります。これは、1月からの使用料は正規のやつはこの資料出ていますけれども、基本的には半額というふうな形の対応をするということによろしいのでしょうか。

○中央公民館長 委員おっしゃるとおり、このコロナ禍の中で消費税相当分といっても、値上げというのは非常に執行部としても悩んだところでございます。今回消費税分のみの改正ということで、それでさえもこの状況下で上げるのはどうかというところではあったんですが、やはり先ほど申しましたように、公共施設の中でその対応をしていないのは公民館だけであるという部分が1点ございました。ただし、やはりこのような現在の状況で、中央公民館についてはちょうど工事中で、来年1月に開館予定でございます。そのときに、まだ数か月ございますが、それまでにこのコロナの状況がどういうことになるかというのは誰も予想できないところであるんですが、現在の状況も続くようであれば、現在例えば代表的な近隣センター、委員がおっしゃったように、使用時間を少し減らして、消毒時間を設けて、その分といいますか、使用時間が減ったものに相当する使用料ということで、使用料の半分を減免するというような対応を近隣センターの貸館部分については運用していると聞いておりますので、同じ公共施設、公の施設として、中央公民館につきましても1月の開館時には近隣センターと同様の対応を取りたいと考えておまして、議案説明資料のほうにもその予定であるというのを記載させていただいております。いずれにしても、これからその減免対応をするということになりますと、条例ではなくて規則改正ということになりまして、今後のコロナの状況も踏まえて、近隣センター、ほかの庁内の公共施設の動向も踏まえて、十分この減免については市民の御負担にならないような対策、対応を取っていきたいと考えております。以上です。

○矢澤 先ほど言いましたように、近隣センターは時間を短くして、おまけに使える、収容できる人数も半分に減っているんですよ。使用する人数が半分になってしまっただけでももう半分なんです。時間も少なくなっているというふうに考えたら、私は2分の1以上の減免がなされて当然ではないかなというふうに思います。その辺も含めて検討いただければと思います。以上です。

○委員長 ほかにありませんでしょうか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより採決をいたします。

---

○委員長 議案第2号について採決いたします。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。  
ここで少しトイレ休憩を入れたと思います。

午後 4時40分休憩

○

---

午後 4時45分開議

○委員長 それでは、始めさせていただきます。

---

○委員長 次に、請願を審査いたします。請願第1区分、今期定例会で受理した請願14号、障害者のための避難所兼体育館建設についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 請願14号、障害者のための避難所兼体育館建設についてなんですが、障害者の避難所の現状というのはどうなっていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 障害者の福祉避難所といたしましては、14か所用意しているところでございます。以上です。

○武藤 その14か所というのは、障害者は災害があったときにすぐに避難できるようになっているのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 あくまでも福祉避難所は二次避難所ですので、災害があったら、まず近くの一次避難所である学校等、そういったところに避難していただいて、安全を確保した上で、状況に応じて二次避難所が準備でき次第、配慮が必要な人はそちらのほうに行っていただくような、そんな形になっております。以上です。

○武藤 障害者が優先して利用できる体育館というのはあるのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 特に優先して利用できる障害者専用の体育館というのはございません。以上です。

○武藤 今回障害者の団体の方が近隣センターの体育館を登録して使用したいというような申出があったんですけど、その場合に断られたというようなこともありました。それは、勘違いだったということで申請できるようにはなったそうなんですけれども、そのようになかなかその障害を持った方が体育館で、体育館を利用したり、それから専用に利用できる場所があれば、安心してもっとその一般の方と一緒に利用している場合でも、例えば公園でも、気持ちが悪いとか、何かそういう

変なことを言われてしまったりとか、なかなかその差別とか、そういうようなことが起きている状況の中で、やっぱり障害者の方が安心して利用できる体育スポーツ施設、体育館など、あとまたそれを利用して避難所などあれば本当に安心できるんじゃないかと思えますので、ぜひ今後そういう計画を持っていただきたいと思えます。以上です。

○山下 ちょっと現状のこの障害のある方の避難のことについてお尋ねしますが、すぐにでも準備して備えていかなければならないことだと思ひまして、例えば現在障害のある方が避難される時の移動手段であったり、あるいはこの一人一人に合わせたホテルであったり、既存の柏の施設を使った避難の支援というのは何か御検討されているでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 いろんな地震だったり、昨今だと台風だったり感染症だったり、いろんな場合によって、その都度対応することを考えていかなきゃいけないかなと思っております。例えばさっきの言ったように感染症の部分については、備えのための一次避難所というか、そういった施設を確保したり、あるいは実際地震とかだと、とにかく自分の家であるか、もしそこが駄目であれば近くのところに取りあえずは避難していただいて、速やかに福祉避難所、どこが被害になるかというのは全く想定できませんので、その中でつくらないといけないのと、あと逆に福祉避難所を一次避難所にしてしまうと、そこができていないときに行ってしまうこともあるし、一般の方も使ってしまうというような、過去の災害の例から出ております。また、台風の時実際千葉県で被害を受けたときには、実際近隣センターのときに避難しまして、それでその中でやっぱり一人なんて大変というか、心配なのだという、家族からの心配を受けて、実際そういった障害の入所施設のほうにお願いして、そちらのほうに移動してもらった、そういったケースがございますので、状況状況に応じた対応ができるように、今後ともしっかり関係機関と一緒に検討を進めていきたいと、このように考えております。以上です。

○山下 災害の状況というのもそれぞれですし、その障害のある方の状況というのもそれぞれで、きめ細やくその人に合わせて、そのときに合わせてできるようなことを一刻も早く準備していかなければならないなというふうに考えています。体育館がこの時代、この現在の時代で適切な方法かどうかというのは、時間帯であったり、その避難の形式であったり、これから考えていかないといけないなというのも思っています。その趣旨としては、障害のある方の避難できるようなことを確保してくださいということには賛同しますが、ちょっと体育館については今考えているところです。以上です。

○鈴木 うちの会派でも議論したんですが、障害者の方、身体障害の方、それから精神障害の方、いろんな障害の方がいらっしゃいますので、その人たちが安心して避難できる場所、あるいは体育館という建物では、日頃から安心してスポーツができるような場所の確保も必要なのかなというところがあるんですが、体育館の建設となると費用は大分かかるんじゃないのかと。今の税収が減ってきている中で

それに対応できるのかという意見も会派の中ではあります。体育館の建設は、幾らぐらいを想定されるのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 どの程度の規模のものを造るかというのにもなってくるんですが、例えば柏中央体育館の約2,000平米の面積で、用地代とか維持管理費は含まないでも6億ぐらいはかかるんじゃないかということで聞いております。以上です。

○鈴木 豊四季台の近隣センターの体育館だとか、南部近隣センターの体育館とかもありますよね。そのレベルだとどれぐらいなのでしょう。

○次長兼障害福祉課長 委員長、すみません。先ほど柏中央じゃなくて、柏中の体育館の規模でした。

○鈴木 そうですよ。柏中学校ですよ。

○次長兼障害福祉課長 中学校でした。すみません。

○鈴木 近隣センターレベルだと、もうちょっと小さいんじゃないかなと思うんですが、どうなのでしょうかね。同じぐらいですか。

○次長兼障害福祉課長 規模、単純に例えば半分だったら半分というわけでもないし、どの程度のものを造るかによっても、その造り方にもよるんで、一概にはちょっと言えないんで、今回の請願があったんで、柏中の体育館だとどのぐらいかというのを確認したら、さっき言ったようにこのぐらいかなということですので、ちょっと内容によりますので、ちょっとその辺については分からない部分もございます。以上です。

○鈴木 もう一点、例えば私もちょっと把握していないんですが、車椅子バスケットだとかいうのがありますよね。それに対応できている今体育館というのは柏市内にはあるのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 車椅子バスケットということで、実は障害理解推進事業ということで、当課のほうでまた障害理解を深めよう、スポーツの部分も併せてということで、2年ぐらい前に車椅子バスケットを実際体験だったり、プロのチームのやったんですけど、それについては沼南体育館のほうでできましたので、そこではできると。ただ、床とかの関係があるので、あとはちょっとどこがどこまでできるか、取りあえずそのときにスポーツ課のほうに相談させていただいて、共催事業ということで、沼南体育館でやったという実績がございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。では、沼南体育館では利用できると、利用した実績がありますよということですね。分かりました。6億というお金は、大変大きな金額ではあると思います。しかしながら、先ほどの補正予算五十何億円で何か大盤振る舞いしているような予算を考えると、このコロナ禍にあって組もうと思えば組めるような予算でもないのかな、本当に柏市が障害者の方を考えて、避難所兼体育館の建設をすべきだと考えれば、予算の中に組めたんじゃないのかなという気もしております。この辺は、ちょっと会派でまだ意見が一致しておりませんが、そういう意見もありますことを御承知おきいただきたいなと思います。以上です。

○矢澤 この障害者ための避難所と体育館と、それで体育館についてちょっと調べ

てみました。公益財団法人の笹川スポーツ財団、いわゆるスポーツ、一般、そして障害者スポーツも含めて非常に多大な貢献をしている団体だと思えますけども、この公益財団法人の笹川スポーツ財団によりますと、今全国で障害者専用、または優先スポーツ施設というのは141施設あると。2015年には139施設だったけども、これは18年度の調査で141施設になっていると。新設だけじゃなくて、これまであった施設を改良するときにそういう施設にしたというものもあるということでした。直接電話でもお話ししたんですけども、やはりこの優先的とか、専用はもう分かったけど、優先スポーツ施設というのは、例えば予約するときに障害者団体だったら3か月前から予約できると。一般の人は1か月前だというふうなことなんかをしてそういうのをやっているのが多いとかいうふうな形でのスポーツ施設、全国にあるそうです。千葉県には、千葉市に県と千葉市のやつが3つあるんですけども、登録されているんですけども、直接話してみたら、本当にこれがどんどん増えていくといいなというふうに言っていました。そして、ただその中で、そこを避難所としているところというのは、スポーツ財団としてもまだ知ってはいないというふうなことは言っていました。だから、やっぱり皆さんにちょっと紹介しているんで。それで、だからぜひこういうのを財団の人も柏で造ってくれたらすばらしいというふうなことも言っていました。ぜひまだいろんなことがあって、困難なことというのはあるかもしれないんですけども、これからはやっぱりこれはそういう課題になるんじゃないかなと思うんで、ぜひ委員の皆さんには賛同していただければと思います。

○坂巻 この避難場所で障害者が使えるように改良というのは、そういう考え方はあるんですか。

○次長兼障害福祉課長 体育館に限らず、公共施設においてはバリアフリー化を進めていただきたいということをお願いしているところでございます。また、専用という考え方については、逆に共生社会だとかノーマライゼーションの考えからすると、障害があってもなくても当たり前に関わり合うということで、そういった場所にすることの重要性とかもあるのかなと思っております。以上です。

○坂巻 あともう一点、そういう障害の持っている方が避難した場合には、それを助けるスタッフというのが当然必要になりますよね。その辺は、どういうふうに考えていますか。

○次長兼障害福祉課長 実際いろんな災害が起きたときには、当然障害福祉課をはじめ、福祉部門のスタッフだったり、あるいは事業所関係の連携体制とか整っていますし、そういった連絡網の中で実際台風のとくにもそういった場所を確保したり、あるいは最近こういう災害が多い中で、障害者の施設の中で地域生活支援拠点という24時間相談受付しているところを整備した中でも、そういった地域の人も障害者を含めてバリアフリーで避難できる場所だとか、そういった場所を何か所か用意していますので、そういったところの活用とかも考えております。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 それでは、本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願15号、タクシーの特性を生かした政策の推進についての主旨1を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 主旨1のドア・トゥ・ドアというタクシーの利点を生かし、高齢者や交通弱者の買物支援、通院支援等の取組を推進するということですがけれども、県内で高齢者のお出かけ支援、運転免許の返上した際の支援としてタクシー券の支給を行っている自治体を把握していますでしょうか。

○地域包括支援課長 県内で買物支援、免許証の返納に伴って、タクシー券の配布しているところについて、ちょっと私のほうで今手持ちで資料持っていないくて、把握していないくて申し訳ありませんが。

○武藤 我孫子市なんかは、そういうのやっているんじゃないかと思うんですけど、あと船橋市とか白井市ですとかは、福祉タクシー券に高齢者の要支援とか要介護の方を含めて支給していますね。ですので、ぜひ柏市でもお出かけ支援や運転免許返上した際のお買物、不便になった方とかの支援ということも考えて、ぜひ高齢者のこのお出かけ支援として取り組んでほしいと思います。それだけです。以上です。

○鈴木 質問があるんですが、これの買物支援、通院支援とありますが、具体的にはどんなようなことなのかって理解されている方はいらっしゃいますでしょうか。

○地域包括支援課長 買物支援、通院支援については、今地域でどんなことをしているかといったことに関してお伝えすると、買物代行みたいなことを助け合いサービスの方たちがされていると。通院支援については、一緒に出かけて行って、車という形でなくて、一緒に受診について行って、御本人がちょっとやりにくいことについて支援をする、車椅子を押してあげるだとか、あと待合で一緒に待ってあげるだとか、そういったようなことの支援を助け合いのサービスのグループの方たちがされているというようなことについては把握をしているところです。以上です。

○鈴木 私とちょっと認識が違うところがあるんですが、多分これウチめし柏で、タクシーがお弁当などをデリバリーするというか、配達するという話の延長線なのかなという気もしているんですが、多分買物支援というのは今言われた買物代行だと思うんですね。それから、通院支援は多分予約のある順番待ちのところの病院なんかは、その順番の札を出しに行っておけるだとかという支援だったり、あるいは薬だけもらってきてほしいだとか、だからお弁当に近いですね。というところの支援も何らかしらの柏市として取り組んでほしいということなのかなというふうに思ったんですが、ただそのウチめし柏の場合も、タクシーはあくまでも旅客サービ

スなので、お客様が乗って運行しないと道路運送法違反になるということで、今回のウチめし柏というふうなお弁当を運ぶとかいうのも、あれも特例措置で国交省から出ていると思うんですね。そういう意味では、今回のこれの買物支援とか通院支援もやろうとしたいという話だと、その国交省との兼ね合いも、法律との兼ね合いもあるとは思いますが、その辺はどのように柏市ではお考えでしょうか。

**○地域包括支援課長** 今委員さんおっしゃっていただいたとおりで、ちょっと時限措置がありましたので、私たちのほうではこれをやはり御本人、高齢者の方御本人を乗せて買物ができる場所にお連れするといったようなサービス展開のほう割と趣旨としては近いのかなというふうに考えているところです。1つ群馬県の渋川市の社会福祉協議会がそのような事例で取り組んでいるところがありまして、実際に買物に行く場所、お店を決めてあって、そこに月に2回登録していただくと、4人ぐらいまとまったところでお乗せして、タクシーを使ってお乗せして買物に連れていくと。それは、買物の店舗のほうからの協賛金や、そういったものを少し使いながら、なるべく安価で御本人は御利用できるというような仕組みのサービスを展開しているという事案がありましたので、この辺りを少し研究をして、経済部門ですとか交通政策部門と少し相談をしながら、取り組めそうなことがあるかというところについて少し前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上です。

**○鈴木** ウチめし柏の場合は、柏市として交通利用業者に対して何か支援をしているのでしょうか。

**○地域包括支援課長** 具体的には、市としては支援をせずに、ウチめし柏のプロジェクトの方とタクシー業者さんたちをおつなぎして、その話合いの中で何ができるかという検討をするというふうな話になったというふうに聞いています。以上です。

**○鈴木** では、今回のこれも買物支援とか通院支援も、柏市としては何らかしらの支援というか、協力金とか、そういったものを出すという、これは取組を推進するというのはそういう意味なんですか。

**○地域包括支援課長** その辺りも含めてちょっとこれから検討をしたいんですが、実際に高齢者の方の買物の支援であったりとか、通院の支援に対するニーズというのがすごくあることは把握しておりますので、できる方策を少し関係部署と検討してまいりたいと思います。以上です。

**○鈴木** ありがとうございます。

**○山下** 先ほどの御説明の中で、助け合いであったりとか移送支援というのがあると思うんですけども、それは法律的には特に問題なく行われているというふうな認識でいいのでしょうかね。

**○地域包括支援課長** これは、住民主体で送迎をすることについては、少し介護保険のサービスとして位置づけてたり、補助事業をするというふうな少し狭まった範囲の中では行うことはできなくはないんですが、ちょっとやっぱり現実的にはボランティアの方が自分の車を出すことへの不安であったりとか、何かあったときの補

償の問題であったりとか、そういったことを考えたときに、ちょっと難しい部分があるというような状況でございます。以上です。

○山下 日本ではまだあれでしょうけど、配車のマッチングアプリとかウーバーのような、ああいうものについては実験されているような自治体もあると思うんですけど、どのようにお考えでしょうかね。

○地域包括支援課長 ちょっと私のほうで勉強不足なので、その辺りもこれから勉強していきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより請願15号の主旨1について採決いたします。

---

○委員長 本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第3区分、今期定例会で受理した請願16号、障害者の生活の改善についての主旨1から3を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 主旨1は、今まで無料だったタクシー券の迎車料金を個人負担にするのではなく、市が負担してくださいというものなのですが、これは今議会で、矢澤議員の答弁で、初乗り料金に迎車料金も含めて720円の範囲であれば支給する方向で検討するという事によろしいのでしょうか。

○保健福祉部長 もともとがやはり初乗り料金の中に入っていたものが、今回運賃の改正で、別料金で外出しになってしまったのを、そこを落としてしまったというのがあるんで、そこら辺は元どおり初乗り料金の中に迎車料金も含めて、今720円でやっていますけども、その範囲の中で含めていくということで検討してまいります。以上です。

○武藤 今回の料金改定の前は、幾ら補助されてはいましたか。

○次長兼障害福祉課長 初乗り運賃ということですので、おおむね今の額と同じ七百幾らで、タクシーによって若干前後はあるんですが、この一般タクシーであれば七百幾らということになっております。以上です。

○武藤 730円か740円か、ちょっとどっちかだと思うんですけども、今回ちょっと720円ということなので、なるべくその利用者の負担を増やさない支援が必要だと思いますので、720円の範囲で、迎車料金も含めてということですけども、それでもまだちょっと負担が増えてしまうということもありますので、ぜひその辺のところも支援していただければと思います。

主旨2についてなんですけれど、有料老人ホームの入居者で完全介護ではなく、自立生活をしている障害者に対して差別なく、福祉手当と福祉タクシー券の支給をしてくださいというものなのですが、これも議会で申しましたけれど、同じ障害持

っていても、有料老人ホームに入居している人は対象にならないというのは不公平であるので、厚労省でも有料老人ホームは施設とみなさないというようなことも出されていますので、ぜひ福祉手当の対象と判断して支給していただきたいと思えます。

主旨3については、日常生活用具の助成の対象に、人工鼻を加えてくださいというものです。9月1日から保険適用されたということなんですが、人工鼻とシールが対象で、それを補う衛生商品などは対象になっていません。また、保険適用になっても自己負担がありますので、やっぱり負担は大変だと思いますので、ぜひこれも助成対象にしていただきたいと思えます。以上です。

○鈴木 では、1号から聞きたいと思えますが、まず迎車の利用率がこの間の一般質問のところでは49%と聞いておりましたが、それで合っていますでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 何か月か取った結果として大体47から50ちょっとで、平均すると49%ということになっております。以上です。

○鈴木 では、迎車がないといったやつは何%だったんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 迎車のところにチェックしてもらう形になっていきますので、迎車を使ったのが四十何%ですので、残りのところの50%ちょっとが迎車を使っていないということになります。以上です。

○鈴木 それはちょっと違うと思うんですが、福祉券には迎車って書いてあって、ありに丸、なしに丸と、両方つけるような形になっていますよね。両方ついていないやつもあったと思うんですが、それを除いて数えないと全体の率は出てこないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。明らかになしって書いたやつは何%だったんですか。要は記入漏れもあったんじゃないかと思うんですよ。あれは誰が書くのか、丸をつけるのか、利用者が書くのか、運転手が書くのか、この辺が曖昧だったと思うんですが、いかがでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 後からタクシー会社のほうから請求していただく形になっていますので、タクシー会社のほうであったかどうかということで、請求に関してチェックのときに出していただく形なので、おおむねタクシー会社のほうがつけているのではないかと考えております。以上です。

○鈴木 ちょっと私もあるタクシー会社のほうでちょっと聞いたり、調べさせてもらったんですが、70%以上が迎車ありなんですね。運転士がつけていなくてそのまま出しちゃっているものもあるというのが実態であります。その会社は、迎車が多い会社ですので、迎車の少ない駅づけ、例えば柏の駅に止まっているタクシー会社とか、そういったところは比較的少ないと思うんですね。なんですが、もうちょっと迎車の利用率は高いんじゃないかなというふうに思っております。それから、一般的に考えて、利用者さんがまず病院に行きたい、あるいはどっか出かけたかったときに、電話をかけて迎えに来てもらうわけですから、行きはほぼ必ずと言っていいほど迎車になると思えます。帰りですが、帰りは病院から帰ってきたり、あるいは駅から帰ってきたりする場合があるわけですね。駅から帰ってきた場合は、

迎車がないような形の乗り込みになるんじゃないかなと思います。病院から帰ってくる場合は、大手の病院、市立柏病院だとか慈恵医大だとか柏厚生病院だとか、そういったところはタクシーが待っておりますので、迎車がなくてそのまま乗り込みになるのかなと。しかしながら、小さい町医者といったらいいですかね、近所のお医者さんに行って帰ってくるような場合は、ほとんどまた迎車になるわけです。ということから考えると、半分以上が迎車ではないかというふうに思いますので、ぜひ迎車まで含めた形で助成をしてあげべきじゃないかなというふうに思います。先ほど720円云々は助成する方向でという御答弁いただきましたので、いかんと思わうんですが、私はそう思っております。問題、それからもともと迎車は、白井市や印西市は迎車料金を含めてそこまで助成をしておりましたので、そういう自治体もあるということをお承知おきください。

それから、次が大きなところなんですけど、今720円までを助成するような形でやりたいというお話が出ました。800円、初乗りが500円で、今まで2キロメートルが730円が初乗りでしたと。それと同等で考えると、2キロメートルですと今回800円になると。800円に対して1割引きが入って、80円引いて720円だから、720円を適用、助成するという形で考えていますという御答弁があったと思っております。合っていますよね。しかしながら、今まではどうだったかといいますと、運賃値上げ前ですね、初乗りの料金が730円でした。その730円分を柏市は助成をしておりました。今回720円までやりますといたら10円下がるんですよ。消費税が上がったの値上げであります、今回タクシー運賃。先ほどの公民館の料金は、消費税分を上乗せして料金を決めますと言ったにもかかわらず、今回のものは730円助成していたものを720円に変える、これはおかしいんじゃないかなと思っております。今までの値上げ前は730円の助成だったんですが、実は1回2キロメートルを超えてワンメーター、1回だけ超えた場合、この場合は820円になります。820円、1回上がりますと90円上がりますから、820円になったんですね。その場合どうだったかといいますと、820円に対して1割引き、82円を切り上げて90円障害者割引をしました。ということは、どういうことかということ、820円に90円引いて730円になったんです。その730円に対して福祉券をもらって、出すことによって自己負担なしに800円まで乗っていたんですよ、今までは。2キロメートルを超えてさらに出ていたんです。それが今回は2キロメートルまでの800円に対して720円しか助成しないというのでは、同じく減額だという形で考えられますので、ぜひ再考していただきたいなと。さらに、今回の迎車料金まで適用するというお話ですが、迎車料金300円が通常です。これは、決まっているわけじゃないです。会社ごとに違います。300円の最低料金500円だと800円になります。800円に対して運賃分の500円は1割引きが利きますから、450円になります。450円と迎車料金足すと750円になります。720円では30円の自己負担が発生します。今までは、最低800円乗っても自己負担なしで乗れました。という意味では、ここも減額になっておりますので、ぜひ750円まで、最低でも750円まで助成するようなことで検討していただけないかと私はこの請願を見て感じました。

○委員長 要望ですね。

○鈴木 以上の考え方に関していかがでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 確かに委員おっしゃるとおり、今までは初乗り運賃という概念の中に迎車料金を含めていて、ただ今回その初乗り料金という概念であると、そのまま初乗り料金500円、障害者割引で450円、我孫子市はそのまま初乗り料金のままでしているところでありますが、近隣市と調整した結果、相当初乗り、2キロ相当までは助成しようということで、2キロ相等が800円で、その1割が割引利きますので、9割の720円ということもありますし、使っていない方との関係もございませぬので、近隣市みんな一律720円、一部上乘せになっていますので、そこで今のところ720円ということでの今の段階では考えているところでございます。以上です。

○鈴木 先ほどちょっとお話ししましたが、白井市、印西市は迎車料金を含めて助成をしております。そういうことも含めまして、ぜひ再考をしていただきたいと要望して終わります。1番、請願16号の1に関しては終わります。

請願16号の2ですが、ちょっとここ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○鈴木 失礼いたしました。そうですね。申し訳ありません。検討していただければと思います。

請願16号の2なんですが、先ほど武藤委員もおっしゃったんですが、特別障害者手当というのがありますが、これ国が決めているやつですね。特別障害者手当の支給要件と今回の福祉手当、福祉タクシー券の支給要件は同じものであるという認識でしょうか、それとも別だと考えているのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 別物となっております。今回なっているのは、福祉手当は市の手当でございまして、障害児福祉手当と特別障害者手当は国の手当で、あくまでもその国の手当に対して介護保険法のところでそういった通達が出ているんですが、市の福祉手当は市の規定、条例規則に応じて、根拠が老人福祉法第29条第1項に規定する施設、その施設の中に有料老人ホームが該当していることから、そちらのほうを適用していることとございませぬので、そちらのほう、一概には同じということとは言えませぬので、そちらの国のほうの通達に合わせるかどうかについては市の条例ですので、市のほうで決める形になるかと思っております。以上です。

○鈴木 国がやっている特別障害者手当と柏市が実施している福祉手当、福祉タクシー券の支給要件は違うものであると。私としましては、一緒にしたほうがいいんじゃないか。請願の主旨は、そういうことではないのかなと思っておりますので、国が定めている特別障害者手当の支給要件と同じように柏の福祉手当、福祉タクシー券の支給を変更すべきだという請願に関して私は賛成したいと思っております。以上です。

以上じゃない。請願16号の3の人工鼻の件ですが、永久気管孔をされている人は柏市には何人ぐらいいるというふうに想定されていますでしょうか。

○障害福祉課副参事 現在75名いらっしゃいます。以上です。

- 鈴木 そのうち人工鼻を装着している人は何人ぐらいでしょうか。
- 障害福祉課副参事 人工鼻につきましては、助成対象になっていないので、数としては把握していません。以上です。
- 鈴木 人工鼻を装着すると、どれぐらいの費用がかかるのでしょうか。
- 障害福祉課副参事 1か月につき約3万円、市販額で約3万円かかるというふう  
に認識しています。以上です。
- 鈴木 それは、保険適用ですよ。実際には、その保険適用して自己負担分とい  
うのは幾らぐらいになるのでしょうか。
- 障害福祉課副参事 3万円の3割負担ですから、9,000円です。以上です。
- 鈴木 この請願というのは、その9,000円を柏市で負担してほしいという請願だとい  
うふうな形を読み取れるんですが、そういうことでしょうか。
- 障害福祉課副参事 今回の請願につきましての認識は、人工鼻を障害の用具であ  
る日常生活用具で助成してほしいということです。というふうに認識しております。  
日常生活用具は自己負担額が1割、もしくは所得によっては無料ということになり  
ますので、先ほど申し上げた健康保険での助成とは異なるというふうに認識して  
います。以上です。
- 鈴木 では、75名全員がこの人工鼻をつけて、助成対象、日常生活用具助成の対  
象にしてほしいということで、皆さん請求をしてきたら、年間費用は幾らぐらいに  
なるのでしょうか。
- 委員長 答えられますか。
- 障害福祉課副参事 ちょっと今確認しますので、お待ちください。
- 委員長 すぐ出ますか。お時間かかりますか。
- 保健福祉部長 先ほど言ったように月3万円で、年間36万円で75人ですと大体  
3,000万ぐらい。
- 鈴木 3万円だけど、保険適用の分があるわけですよ。
- 保健福祉部長 もともとその日常生活用具として、総額でいうと3,000万円の、そ  
のうち1割引くとなると2,700万という形。
- 鈴木 保険適用じゃなくなっちゃって、保険会社というか、社会保険からは出な  
いということになっちゃうんですか、それは。柏市が全額負担ってなっちゃうん  
ですか、9割。
- 障害福祉課副参事 日常生活用具になった場合については、保険料からは出ない  
ということになるかと思います。以上です。
- 鈴木 じゃ、全額が柏市負担ということになるということですか、3万円を。
- 障害福祉課副参事 そのとおりです。
- 鈴木 分かりました。あと、近隣市はどうなっていますでしょうか。
- 障害福祉課副参事 近隣市に関しましては、千葉県内では15の市町村がこちらの  
ほうの助成のほうを行っております。以上です。
- 鈴木 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか。——ほかになければ質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、請願16号の主旨1について採決いたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手同数であります。採択、不採択同数であります。  
よって、本件は同数でありますので、委員長裁決になり、不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願16号の主旨2について採決いたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手少数であります。  
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願16号の主旨3について採決いたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手少数であります。  
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第4区分、今期定例会で受理した請願18号、加齢性難聴者の補聴器購入の公的補助創設と市内施設への磁気ループを求めることについての主旨1から4を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 請願18号の加齢性難聴者の補聴器購入の公的補助創設と市内施設への磁気ループを求める請願ですが、主旨1として、政府に対して、難聴者の生活を守るため補聴器利用について保険適用できるように要請してくださいというものです。加齢に伴う補聴器助成についての担当窓口が高齢者支援課ということにはっきりしたので、よかったと思います。この高齢者が増えて、年齢とともに聞こえが悪くなるというのは誰にでも起こることです。海外での補聴器使用率、イギリスでは42.4%、ドイツは34.9%、アメリカ30.2%と比べて、日本は13.5%と低くなっています。海外では、国と医療機関が連携してそれぞれに合った補聴器を販売する流れが確立しています。日本でも国が積極的に支援できるように、保険適用できるように求めています。

主旨2は、耳鼻咽喉科の補聴器相談医により聴力が40デシベル以上の難聴と診断された人への公的補助制度の創設を検討してくださいというのですが、請願主旨にあるように、障害認定されれば補助がされますが、最低でも70デシベル以上とハードルが高くなっています。世界保健機構では、聴力が41デシベル以上、日本聴覚医学会では中等度、40デシベルから70デシベル未満の補聴器装着を推奨しています。

認知症予防に力を入れている柏市ですから、ぜひ補助制度の創設を検討していただきたいと思います。

主旨3は、磁気ループを柏市の公共施設へ埋め込み設置するなど拡充し、ループ対応の補聴器は設置施設、事務室に配備し、使いやすくしてくださいというものです。厚労省でも、ここにありますが、ヒアリングループの普及促進についてという平成30年度の全国厚生労働関係部局長の会議の資料に、聴覚に障害のある方に対する情報伝達、情報保障の観点から、関係省庁や各自治体が情報提供など連携を図り、ヒアリングループの普及を進めることが重要であると示されています。こういう認識はありますか。

○委員長 執行部、誰かお答えできますか。

お答えする人がいないようです。

○武藤 じゃ、もし認識されていないようでしたら（「磁器ループですか」と呼ぶ者あり）うん、磁気ループ。

○次長兼障害福祉課長 すみません。ちょっともう一回、もう一度ちょっとお願いできますか、質問のほう。すみません。

○武藤 厚労省でもヒアリングループの普及促進についてという、平成30年度の全国厚生労働関係部局長会議の資料で、聴覚に障害のある方に対する情報伝達、情報保障の観点から、関係省庁や各自治体が情報提供など連携を図り、ヒアリングループの普及を進めることが重要であるとされています。こういう認識はおありですか。

○次長兼障害福祉課長 当然磁気ループを含め、聴覚障害者に対しての情報保障については十分進めていくべきものと考えておりますし、柏のほうも他市に比べ手話通訳者を置いたり、あるいは磁気ループについても貸出しもしていますし、なおかつ最近だと本当に補聴器がなくても聞こえにくい方のために、コミュニケーションという、そういう機械を導入したりしております。以上のことから、可能な限りではそういったことを推進していきたいと思っております。以上です。

○武藤 せっかく柏市がヒアリングループを設置しているアミュゼ柏や、これから設置する中央公民館には専用の受信機を常備し、貸出しができるようにしていただきたいと思います。

主旨4の貸出し用の携帯型磁気ループ（対応の補聴器含め）を増やしてくださいということですが、厚労省の資料では障害者ICTサポート総合推進事業で貸出用のヒアリングループを整備する取組等を補助対象とし、各自治体においてもヒアリングループのさらなる普及に積極的に取り組んでいただきたいとあります。柏市でも積極的に取り組んで、さらにヒアリングループの普及促進に努めていただきたいと思います。以上です。

○鈴木 WHOでは、何か41デシベル以上でないと聞こえない耳の不自由な方は補聴器をするべきだ、したほうがいいということで、日本国内でも同等な方、中等症以上というんですか、という方は補聴器を推奨しているそうです。そこに対して公的支援を創設してほしいという話ですが、こういったことはほかの他市ではどんな

状況でしょうか。

○高齡者支援課副参事 県内の自治体では、船橋市と浦安市が補助をしております。なお、中核市では船橋市を含めまして、宇都宮市と前橋市が補助をしているという状況でございます。以上でございます。

○鈴木 ありがとうございます。磁気ループが埋設されている公的施設はどこでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 アミュゼ柏になります。

○鈴木 アミュゼ柏の全部の部屋ですか。

○次長兼障害福祉課長 クリスタルホールになります。

○鈴木 厚労省からは、磁気ループを埋設する場所を増やしましょうと言っておりますが、今のところはアミュゼ柏のクリスタルホールだけと。文化会館大ホールとか小ホールは、設置していないのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 文化会館のほうにはないんですが、磁気ループって輪になって、その部分が聞こえるようになりますので、実際文化会館でそういった聴覚障害者とかがそこで視聴するときには、私どもの磁気ループを使って聞こえをよくするようにしているところがございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。貸出用のものがどこかにあるということでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 障害福祉課のほうに貸出用の磁気ループがございますので、それを施設のほうに運んでいただいて、聴覚障害者の方が聞こえをよくしている現状がございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。障害福祉課で借りて持っていくというよりは、そういった磁気ループの設備をアミュゼ柏とか近隣センターだとか、その受付等で借りるような状態をつくっていただいたほうがいいのかというふうに思いますが、あとその磁気ループだけでなく、それを今度聞くための受信装置が必要であって、この受信装置も貸し出していると聞いておりますが、今何台ぐらいお持ちなんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 磁気ループの中にセットとして4台入っておりますので、それをセットで貸し出すことが多くなっております。以上です。

○鈴木 アミュゼ柏のクリスタルホールには磁気ループのループ装置はあるけれども、磁気ループの受信機の貸出しはやっていないということでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 貸出しのほうは行ってないので、そこを使う場合には実際のそういう、Tモードという、そういう補聴器のほうを難聴者の人がだいたい持っていますので、それで聞いている場合が多いかと思えます。以上です。

○鈴木 私も何か調べてみたら、磁気ループのその簡易的なやつ、輪っかを持って持ち運びできるようなやつは、何か安いものだと2万円ぐらいで買えるみたいですし、補聴器型の磁気ループ用の受信機も2万円ぐらいで買えるみたいですから、各施設に1セットずつぐらいは最低でも施設設定したほうがいいんじゃないかなと

私は考えております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

---

○委員長 まず、請願18号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願18号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願18号の主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により、不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願18号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

採択、不採択同数であります。

よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により、不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第5区分、今期定例会で受理した請願19号、2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

なお、請願19号については、鈴木委員は紹介議員となっております。先例により、紹介議員は自ら質疑を行うのではなく、請願について説明、答弁を行う立場でありますことを念のため申し上げます。

本件について質疑があれば、これを許します。

なお、本件は意見書の提出を求めるものでありますので、質疑に合わせて意見があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、この請願の中の主旨に、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充するという内容があります。今現在市の就学援助の利用状況、認定状況はどのようになっているかお示してください。

○**学校教育課長** 直近の本年8月末現在なんですけれども、認定者数につきましては2,625人、また全体、全児童生徒等に占める認定率は8.22%となっております。以上でございます。

○**矢澤** これは、今のコロナの影響、じわじわと出てくるんじゃないかというふうに思います。ぜひこれは、国に財政措置を求めるというふうな中身で、これは本当に必要だと思います。

それから、この主旨の中に、一番最後のところに感染症に伴う臨時休校等により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を求めるという内容があります。柏市でも、これ全国そうなんですけれども、やっぱりコロナの影響で3か月休校がありました。これこの影響というのは、やっぱり子供たちにあらゆるいろんな面が出てきていると思います。この分散登校始まった、そして全員の登校が始まった、こういうふうな中で子供たちの様子、欠席状況もありますけども、教育委員会としてはこの子供たちの影響、どういうふうに出ていると分析をしているのでしょうか。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 委員おっしゃるように、子供たちの心のケアにつきましては、子供たちの様子を見取り、情報を共有し、適切な対応をするということが3段階だと考えておりますが、やっぱり適切な対応につきましては、心理面につきましてはスクールカウンセラー、心理面では。福祉面では、スクールソーシャルワーカーということで専門家の力を借りておりますが、やはりこの1学期につきましては、例年に比べましてスクールソーシャルワーカーが251件対応しております。スクールカウンセラーにつきましては1,521件ということで、短い1学期ではありましたが、多くの対応件数がございますので、これを丁寧に続けていきたいと考えております。以上です。

○**矢澤** 欠席状況等も私も以前聞いたことがありますけども、ぜひ一人一人にしっかり目を向けた取組ということで、やっぱり具体的な対応をこれからも続けていただきたいし、国にはこのスクールソーシャルワーカーの問題とか、市でも頑張っているんですが、国にはぜひこのサポート体制を充実させるための財政措置を求めるといというのは本当に必要だと思います。ぜひ採択させたいと思っております。以上です。

○**山下** 紹介議員の鈴木委員がいらっしゃるんで、聞いてもよろしいでしょうか。例えば老朽化等による危険を伴う校舎というのは、柏市はどれぐらいあると認識されているのでしょうか。私たちの会派にこの紹介議員の2名の方が見えられまして、いろいろお話を聞きました。会派の中で話し合ったのは、どちらかというと請願しに来られたようなことであって、紹介とって、請願者を紹介してもらって意見をお聞きしたというよりは、持論を述べておられるようなところがあったので、請願の審議の仕方とかもちょっと考えていかなければいけないなということが会派から意見が出ていますので、伝えさせていただきます。

○**委員長** ほかにありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

---

○委員長 それでは、請願19号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願第6区分、今期定例会で受理した請願20号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

なお、請願20号については、鈴木委員が紹介議員となっております。先例により、紹介議員は自ら質疑を行うのではなく、請願についての説明、答弁を行う立場でありますことを念のため申し上げておきます。

本件について質疑があれば、これを許します。

なお、本件は意見書の提出を求めるものでありますので、質疑に合わせて意見があれば、これを許します。

ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

---

○委員長 請願20号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたします。報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。長い時間御苦労さまでした。

---

○委員長 それでは、次に専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

○教職員課長 番号1番、令和2年6月26日の専決処分のものです。内容は、令和元年10月12日の土曜日午後9時30分頃、柏市立高柳中学校の駐輪場の屋根3枚が台風19号による強風で飛ばされ、隣接する家屋とその家の自家用車に当たったものです。台風19号の通過後、当該家屋の住民から学校が相談を受け、現場を校長が確認いたしました。家屋は、外壁、それから物干しざおの留め具、雨水管の破損、自家用車は右前のドア全体に傷、ドアミラーの付け根の破損ということになっておりま

す。以後、教育委員会担当者と当該の住民、保険会社で協議を重ねまして、6月26日に示談書を交わすことができました。以上です。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

---

○委員長 以上で報告を終わります。執行部の皆様、退席されて結構です。大変に御苦勞様でした。お疲れさまでした。

---

○委員長 それでは、次に閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 5時56分閉会